

# 令和4年度 第1回 四街道市クリーンセンター運営協議会

日 時：令和4年5月19日（木）

午前10時00分～

場 所：四街道市クリーンセンター大会議室

## 会 議 次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員紹介
5. 職員紹介
6. 会長選出
7. 副会長選出
8. 議題
  - ①令和3年度ごみ処理の状況について（P 1～P 3）
  - ②令和3年度環境測定調査結果について（P 4～P 14）
  - ③令和4年度ごみ焼却施設整備修繕予定について（P 15）
  - ④その他
9. 閉会

令和4年度

第1回 四街道市クリーンセンター運営協議会

四街道市クリーンセンター



◎数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理している場合があるため、合計と内訳の数値が一致しないことがあります。

# ①令和3年度ごみ処理の状況について

## 令和3年度ごみ搬入状況

区分		3年度 (t)	2年度 (t)	増減量 (t)	増減率 (%)	元年度 (t)
		A	B	C=A-B	C/B	
収集 ごみ	可燃ごみ	14,946	15,691	△ 745	△ 4.7	15,523
	草木類	67	88	△ 21	△ 23.9	123
	プラスチック・ビニール類	1,604	1,635	△ 31	△ 1.9	1,571
	資源物	3,433	3,529	△ 96	△ 2.7	3,338
	粗大ごみ	173	188	△ 15	△ 8.0	172
	有害ごみ	27	28	△ 1	△ 3.6	27
	不燃ごみ	680	757	△ 77	△ 10.2	657
小計		20,930	21,916	△ 986	△ 4.5	21,411
搬入 ごみ	家庭ごみ	1,066	1,300	△ 234	△ 18.0	1,097
	事業所ごみ	4,605	4,552	53	1.2	4,850
	小計	5,671	5,852	△ 181	△ 3.1	5,947
計		26,601	27,768	△ 1167	△ 4.2	27,358

区分	3年度 (人)	2年度 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	元年度 (人)
人口	95,983	95,501	482	0.5	94,865

※ 収集ごみのうち、資源物、有害ごみ以外は一部焼却されます。  
また、搬入ごみのうち、家庭ごみの一部、事業所ごみは焼却されます。

**考察** 令和3年度のごみ搬入量は、2年度に比較して全体として1,167トン、約4%減少しておりますが、主なものとして可燃ごみの745トンの減少が見られます。  
こちらについては、令和2年9月より施行した家庭系ごみ処理手数料制度の導入が影響しているものと推察され、全体的な減少傾向については、令和2年度において顕著であったコロナ禍における巣ごもり需要が一段落したことによるものと捉えております。



令和3年度 焼却炉稼働状況

月	焼却量(t)			稼働日数			一日当たりの平均焼却量(t)	
	1号炉	2号炉	計	1号炉	2号炉	計	1号炉	2号炉
4月	1,064.59	605.07	1,669.66	16	8	24	67	76
5月		2,223.06	2,223.06		31	31		72
6月	714.47	1,264.78	1,979.25	10	18	28	71	70
7月	1,944.42		1,944.42	29		29	67	
8月	888.86	1,060.09	1,948.95	13	16	29	68	66
9月		1,931.53	1,931.53		30	30		64
10月	1,877.38	70.94	1,948.32	28	1	29	67	71
11月	1,636.20	114.12	1,750.32	26	2	28	63	57
12月		1,855.45	1,855.45		28	28		66
1月		1,723.31	1,723.31		28	28		62
2月	770.40	567.50	1,337.90	15	10	25	51	57
3月	1,790.28		1,790.28	31		31	58	
計	10,686.60	11,415.85	22,102.45	168	172	340	64	66

※ 令和3年度においても24時間片炉交互運転を実施しています。

令和3年度 焼却灰搬出状況 (t)

	新和企業(有)	ジークライト(株)	合計
	北茨城市	米沢市	
3年度	1,366	650	2,016
2年度	1,538	641	2,179
元年度	1,567	637	2,204

**考察** 令和3年度焼却灰の搬出については、令和2年度と比較して約160トンの減少がみられたが、家庭系ごみ処理手数料制度の導入効果による可燃ごみ収集量の減少及びコロナ禍における家庭ごみの直接搬入量が例年並みに戻ったことが要因と考えております。

令和3年度 リサイクル量

単位(t)

	びん類	缶類		ペットボトル	新聞	雑誌	段ボール	ウエス	雑紙	廃食用油	合計	プラスチック・ビニール類(容器包装リサイクル協会)	枝木類	小型家電	
		(アルミ)	(スチール)											回収BOX	不燃ごみとして出されたもの
4月	60.24	13.74	0.00	27.52	20.05	53.00	63.38	30.56	29.64	1.34	299.47	85.59	0.00	0.09	5.65
5月	49.59	13.54	10.32	25.74	15.74	42.07	59.91	31.89	25.33	1.52	275.65	32.65	0.00	0.19	3.55
6月	37.82	17.03	9.90	28.34	20.25	41.80	64.54	27.69	27.18	1.26	275.81	56.69	0.00	0.08	4.08
7月	50.41	11.13	9.20	31.06	18.84	42.83	72.65	19.81	25.55	0.00	281.48	59.58	0.00	0.11	4.98
8月	75.40	19.44	9.63	32.91	16.70	42.25	65.23	18.07	22.91	1.54	304.08	60.08	0.00	0.05	5.19
9月	38.41	13.54	8.49	31.36	18.75	47.39	68.66	20.68	23.69	1.14	272.11	75.75	0.00	0.00	6.12
10月	50.90	13.76	8.20	27.50	16.68	40.53	59.85	27.86	19.68	1.25	266.21	89.81	0.00	0.24	4.96
11月	46.10	13.78	0.00	23.66	19.44	44.22	58.61	26.95	23.35	1.29	257.40	79.41	0.00	0.00	4.82
12月	50.38	11.76	9.77	23.00	24.58	51.24	78.89	25.30	33.37	0.75	309.04	91.17	0.00	0.31	5.38
1月	61.91	13.97	9.97	23.75	16.89	38.56	65.66	17.36	28.61	1.54	278.22	52.58	0.00	0.18	3.42
2月	38.76	14.02	6.83	20.27	16.08	34.96	53.69	14.56	23.89	0.84	223.90	100.21	0.00	0.00	3.01
3月	63.96	11.14	8.87	26.72	20.81	60.48	67.58	22.74	31.91	0.00	314.21	113.51	0.00	0.07	3.14
計	623.88	166.85	91.18	321.83	224.81	539.33	778.65	283.47	315.11	12.47	3,357.58	897.03	0.00	1.32	54.30
2年度	636.90	167.97	101.05	313.00	190.74	710.94	755.15	254.20	289.35	12.84	3,432.14	879.73	0.00	1.63	62.60
増減量	△ 13.02	△ 1.12	△ 9.87	8.83	34.07	△ 171.61	23.50	29.27	25.76	△ 0.37	△ 74.56	17.30	0.00	△ 0.31	△ 8.30

考察

令和3年度のリサイクル量において雑誌が約170トン減少していることについては、令和元年度の雑誌排出量が令和3年度と同程度であることから、令和2年度のコロナ禍において巣ごもり需要が増え、各家庭において古本や雑誌等の片づけごみが多量に排出されたためと考えられます。また、枝木類のリサイクル量が0トンであった理由は、粉砕したチップがたい肥として製品化できなかったことから搬出を先送りしたためです。



## ②令和3年度環境測定調査結果について

下記一覧に示すとおり、ごみ処理施設に係る各種法令等に基づく規制項目及び運転管理上必要な項目について、年間計画に基づき測定調査及び分析を行っています。

測定項目	根拠法令
ばい煙	大気汚染防止法
ばいじん	
硫黄酸化物	
窒素酸化物	
塩化水素	
ダイオキシン	ダイオキシン類対策特別措置法
臭気	悪臭防止法
騒音	騒音規制法
振動	振動規制法
低周波	規制法はなく参照値による評価

### 1 ばい煙

各炉毎に、年6回の測定を行っています。

協定値が設定されている「ばいじん濃度」・「硫黄酸化物濃度」・「窒素酸化物濃度」・「塩化水素濃度」は、すべて協定値を下回っていました。

#### 1号炉

測定項目		令和3年度						協定値	協定値
		4月5日	7月16日	8月4日	10月12日	11月10日	3月3日		
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.0006未満	0.001	0.0015	0.0011	0.0006未満	0.0005未満	0.03	0.03
硫黄酸化物	ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	30	30
窒素酸化物	ppm	73	66	63	75	94	64	150	150
塩化水素	ppm	6	2	3	3未満	3	3	25	25

#### 2号炉

測定項目		令和3年度						協定値	協定値
		5月12日	6月9日	9月6日	12月15日	1月24日	2月4日		
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.0009	0.0006未満	0.0011	0.0005未満	0.0005未満	0.0006未満	0.03	0.03
硫黄酸化物	ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	30	30
窒素酸化物	ppm	72	81	89	73	60	65	150	150
塩化水素	ppm	6	5	3	3未満	3未満	4	25	25

協定値：みそら自治会と締結した協定値

m<sup>3</sup>N(ノルマル立方メートル)：標準状態(1気圧・0℃)における気体の体積を表わす単位

ppm：100万分の1の濃度を表わす単位で、1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の気体が含まれている状態

※ばいじん・窒素酸化物・塩化水素の測定値につきましては、酸素12%換算値を記載しています。

## 2 ダイオキシン類

年2回の測定を行っています。

ダイオキシン類対策特別措置法の排ガス中ダイオキシン類濃度は基準値を下回っていました。

(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

	元年度		2年度		3年度		法規制値
	5月15日	10月24日	5月22日	10月22日	7月9日	10月13日	
1号炉	0.029	0.00046	0.00025	0.0025	0.0054	0.017	1
	7月18日	2月12日	8月14日	1月15日	9月6日	1月25日	
2号炉	0.00016	0.00036	0.0062	0.0075	0.033	0.039	

ng(ナノグラム) : 10億分の1グラムを表わす単位

TEQ : ダイオキシン類の量を、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

排ガス中のダイオキシン類を活性炭と反応させて除去しています。

平成28年度から令和3年度までの間、活性炭の銘柄に変更はありません。

なお、測定委託業者も変更ありません。

### 3 臭気

年2回、5月と9月に、敷地境界線上の風上・風下の2地点及び敷地周辺(保養センター鹿島荘)1地点の計3地点において、悪臭物質(12種類)及び臭気濃度の測定を行いました。

#### (1) 悪臭物質

すべての項目において、協定値を下回っていました。

また、協定にない項目についても、規制基準を下回っていました。

#### 第1回目(5月18日)

(単位:ppm)

調査地点 測定項目	敷地境界 (風上)	敷地境界 (風下)	敷地周辺 (鹿島荘)	協定値	規制基準
アンモニア	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.59	1
メチルメルカプタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.00065	0.002
硫化水素	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0056	0.02
硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0023	0.01
二硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0029	0.009
トリメチルアミン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0014	0.005
アセトアルデヒド	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.015	0.05
スチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.17	0.4
プロピオン酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.03
ノルマル酪酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.001
ノルマル吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.0009
イソ吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.001

#### 第2回目(9月8日)

(単位:ppm)

調査地点 測定項目	敷地境界 (風上)	敷地境界 (風下)	敷地周辺 (鹿島荘)	協定値	規制基準
アンモニア	0.05未満	0.08	0.06	0.59	1
メチルメルカプタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.00065	0.002
硫化水素	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	0.0056	0.02
硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0023	0.01
二硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0029	0.009
トリメチルアミン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0014	0.005
アセトアルデヒド	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.015	0.05
スチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.17	0.4
プロピオン酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.03
ノルマル酪酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.001
ノルマル吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.0009
イソ吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.001

未 満 : 定量下限値未満であったことを表します。

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

規制基準 : 敷地境界における悪臭防止法に基づく規制基準



○ 臭気

測定日	測定場所	測定時間	天候	温度(℃)	湿度(%)	風向	風速(m/s)
5月18日	風上	10:01 ~ 10:32	曇	22.8	69	北東	1.5
	風下	10:40 ~ 11:12	曇	23.0	67	北東	1.2
	鹿島荘	11:23 ~ 11:55	曇	23.0	65	東	0.8
9月8日	風上	10:15 ~ 10:47	曇	25.7	50	南東	0.8
	風下	10:59 ~ 11:32	曇	26.1	52	南東	0.7
	鹿島荘	11:45 ~ 12:16	曇	26.3	52	南東	0.5

(2) 臭気濃度

すべての調査地点において協定値を下回っていました。

また、悪性物質等の検出はありませんでした。

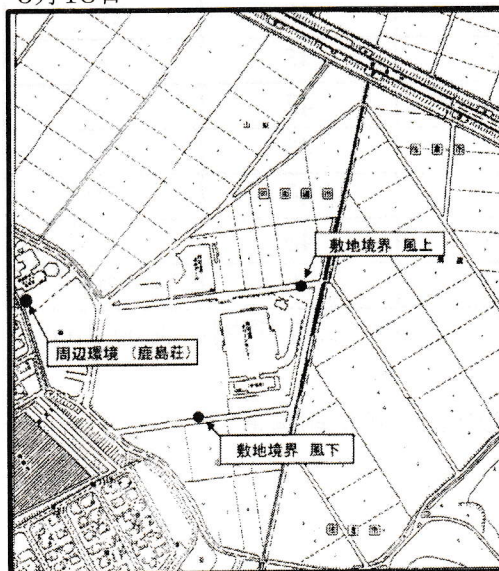
調査地点 測定時期	敷地境界 (風上)	敷地境界 (風下)	敷地周辺 (鹿島荘)	協定値	指導目標値
5月18日	10以下	10以下	10以下	10以下	20程度
9月8日	10以下	10以下	10以下		

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

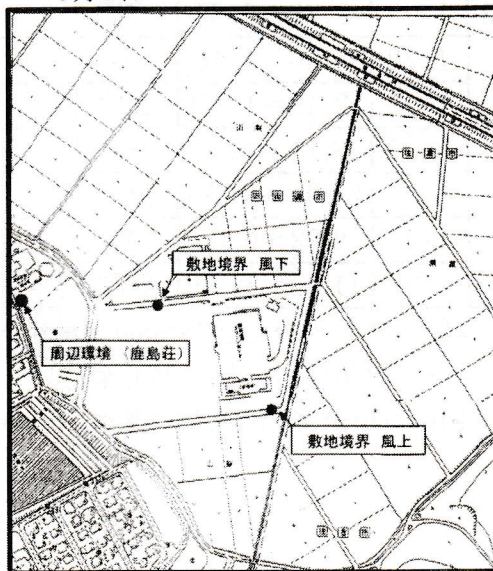
指導目標値 : 敷地境界における悪臭防止対策の指針に基づく指導目標値

測定方法 : 三転比較式ニオイ袋方法(6人以上の資格を持った検査員が)の  
の有無を判定する方法であり、悪臭防止法の公定法である。

5月18日



9月8日



## 4 騒音

令和4年1月27日から1月28日にかけて敷地周辺4地点の測定を行いました。

全ての敷地境界において、協定値を超える時間帯はありませんでした。

No.1・・・高速道路の車両走行音

No.2・・・高速道路の車両走行音

No.3・・・高速道路の車両走行音、空調機の室外機音

No.4・・・高速道路の車両走行音

などが測定されました。

測定日 令和4年1月27日～1月28日

(単位:デシベル)

調査地点	月日	測定時間	時間区分	測定値 (90%上端値)	協定値 (90%上端値)	規制基準 (90%上端値)
敷地境界No.1 (環境パネル付近)	1/27	19:30～19:40	夕	41	45	55
	1/27	23:31～23:41	夜間	36	40	50
	1/28	6:20～6:30	朝	43	45	55
	1/28	11:55～12:05	昼間	39	45	60
敷地境界No.2 (センター出入口付近)	1/27	19:48～19:58	夕	41	45	55
	1/28	0:57～1:07	夜間	40	40	50
	1/28	7:26～7:36	朝	45	45	55
	1/28	15:03～15:13	昼間	41	45	60
敷地境界No.3 (センター東側)	1/27	20:08～20:18	夕	44	45	55
	1/28	0:23～0:33	夜間	40	40	50
	1/28	7:06～7:16	朝	45	45	55
	1/28	12:19～12:29	昼間	44	45	60
敷地境界No.4 (センター南側)	1/27	19:11～19:21	夕	37	45	55
	1/27	23:04～23:14	夜間	34	40	50
	1/28	6:02～6:12	朝	38	45	55
	1/28	11:29～11:39	昼間	40	45	60

時間区分 : 朝=6:00～8:00 昼間=8:00～19:00 夕=19:00～22:00 夜間=22:00～6:00

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

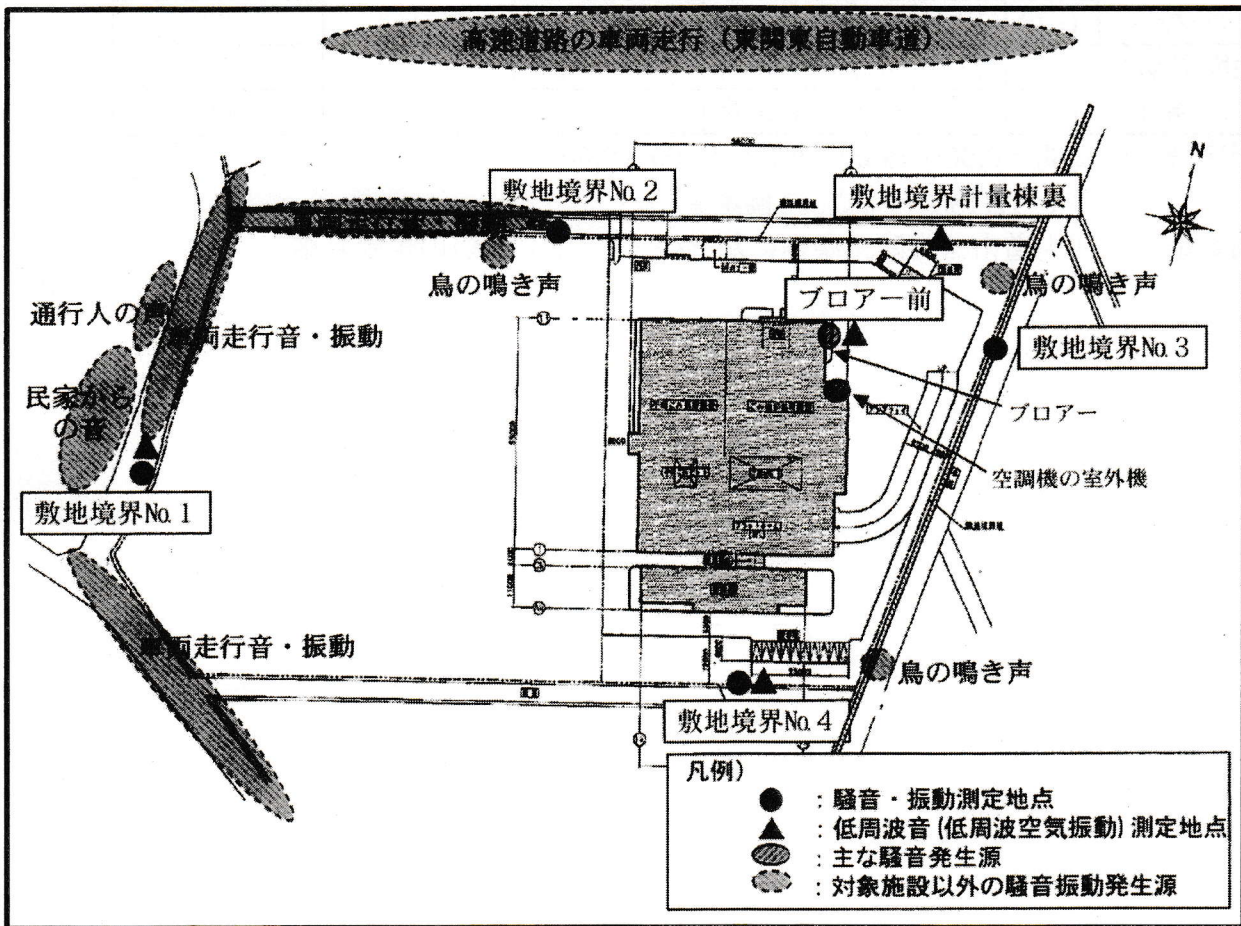
規制基準 : 四街道市公害防止条例に基づく「その他の地域」の規制基準



○ 騒音

測定点: 敷地境界No.4付近

測定日	時間区分	気温(℃)	湿度(%)	風向	風速(m/s)
1月27日	夕	7.2	33	静穏	<0.5
	夜間	4.0	56	静穏	<0.5
1月28日	朝	1.4	76	静穏	<0.5
	昼間	10.6	28	北西	0.5





## 5 振動

令和4年1月27日から1月28日にかけて敷地周辺4地点の測定を行いました。  
測定の結果、全て協定値を下回っていました。

測定日 令和4年1月27日～1月28日

(単位:デシベル)

調査地点	月日	測定時間	時間 区分	測定値 (80%上端値)	協定値 (80%上端値)	規制基準 (80%上端値)
敷地境界No.1 (環境パネル付近)	1/27	23:31～23:41	夜間	30未満	50	55
	1/28	11:55～12:05	昼間	30未満		60
敷地境界No.2 (センター出入口付近)	1/28	0:57～1:07	夜間	30未満		55
	1/28	15:03～15:13	昼間	30未満		60
敷地境界No.3 (センター東側)	1/28	0:23～0:33	夜間	31		55
	1/28	12:19～12:29	昼間	31		60
敷地境界No.4 (センター南側)	1/27	23:04～23:14	夜間	30未満		55
	1/28	11:29～11:39	昼間	38		60

時間区分 : 昼間=8:00～19:00 夜間=19:00～8:00

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

規制基準 : 四街道市公害防止条例に基づく「その他の地域」の規制基準

## 6 低周波音(低周波空気振動)調査

令和4年1月28日、敷地周辺4地点の測定を行いました。

(単位:デシベル)

周波数	No.1 (環境パネル付近)	敷地境界 計量棟裏	ブローア一前	No.4 (センター南側)	参照値	
					物的苦情 *1	心身に係る苦情 *2
1	56.0	55.5	52.5	57.7	-	-
1.25	55.3	54.1	52.9	57.4	-	-
1.6	54.9	52.6	52.1	56.0	-	-
2	53.4	52.3	51.6	54.9	-	-
2.5	53.9	51.4	52.4	54.1	-	-
3.15	54.8	52.1	53.4	54.0	-	-
4	54.5	51.7	53.0	54.4	-	-
5	53.7	51.9	53.7	54.3	70	-
6.3	52.1	51.6	53.4	52.3	71	-
8	51.2	52.7	55.2	52.1	72	-
10	53.4	55.4	55.7	53.8	73	92
12.5	55.4	59.0	62.7	56.7	75	88
16	55.8	59.9	65.1	56.1	77	83
20	55.6	59.2	63.9	55.8	80	76
25	55.5	59.1	66.2	55.6	83	70
31.5	55.8	59.6	62.0	54.2	87	64
40	54.0	59.1	62.6	53.1	93	57
50	53.7	58.2	63.3	52.8	99	52
63	52.2	57.6	61.7	52.3	-	47
80	47.7	53.5	56.9	46.4	-	41
AP	67.3	69.5	73.4	67.8	-	-

協定値・・・問題を発生しないレベルとする。

AP・・・オールパスレベル(音圧エネルギーの総和)

### 【低周波音の参考値】

人が聞き取れる音と同じように、低周波音は身近に存在します。

低周波音については、環境基準や規制基準はありません。

環境省では、固定された発生源による低周波音の苦情が発生した場合、寄せられた苦情が低周波音によるものか否かを判断するための目安として、「参照値」を示しています。

\*1物的苦情・・・窓やとの揺れ、がたつきなどの建具などへの影響

\*2心身に係る苦情・・・不快感や圧迫感などの人への影響

## 7 ごみ質の分析(ピットごみ)

収集された可燃ごみのピットごみについて、月1回ごみ質の分析を行っています。

令和3年度(湿ベース)

区分	実施日												平均	
	4/5	5/13	6/9	7/16	8/4	9/6	10/11	11/10	12/15	1/24	2/4	3/3		
紙類	新聞	1.5	0.0	0.1	1.0	4.7	0.7	0.2	0.0	2.6	5.9	2.2	1.0	1.66
	ダンボール	0.4	1.9	0.9	0.5	0.2	1.5	0.0	0.0	1.7	1.8	0.0	1.7	0.88
	雑誌	2.0	0.4	0.0	1.6	4.6	2.1	0.0	0.0	0.2	1.9	2.3	1.5	1.38
	その他	37.1	42.2	45.1	41.7	26.4	35.1	59.5	30.5	31.6	25.5	26.8	41.2	36.89
	紙類(小計)	41.0	44.5	46.1	44.8	35.9	39.4	59.7	30.5	36.1	35.1	31.3	45.4	40.82
布類	1.7	1.5	0.6	1.3	4.4	2.0	0.0	3.9	0.3	1.7	0.6	0.7	1.6	
合成樹脂類	プラ・ビニ類	13.9	10.4	13.4	13.4	10.6	10.5	14.1	13.5	15.8	10.5	14.8	13.5	12.87
	ゴム・皮革類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
木・竹類(草木類)	7.1	4.9	4.6	8.2	11.1	8.3	2.9	8.1	8.3	11.6	9.5	3.0	7.30	
厨芥類	35.9	38.4	35.0	31.8	37.9	39.7	23.2	43.5	43.5	40.3	43.5	36.6	37.07	
不燃物類	金属類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.3	0.07
	ガラス類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
	セトモノ・石・砂類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00
その他	0.4	0.3	0.3	0.4	0.2	0.2	0.2	0.5	0.4	0.3	0.2	0.6	0.33	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(単位:%)

### 考察

令和3年度のごみ質分析結果において可燃ごみピット内の紙類が全体の約4割を占め組成別トップであることは変わりがないが、紙類の平均組成率において令和2年度より約10%減少しており、厨芥類の組成率が約9%増加していることから組成内容が悪くなっている印象はありません。さらにリサイクル率を上げるために、雑がみ(菓子箱、包装紙等)の搬出方法の見直しを検討しております。



## 8 焼却灰・固化灰

### (1) 焼却灰（熱灼減量）

焼却灰中の未燃分の割合（熱灼減量）について、月1回測定を行っています。  
すべての測定において、協定値を下回っていました。

(単位：%)

	4月5日	5月14日	6月9日	7月9日	8月4日	9月6日
測定値	0.7	2.4	1.5	0.3	0.3	0.6
協定値	3.0%以下					
	10月13日	11月10日	12月15日	1月25日	2月4日	3月3日
測定値	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
協定値	3.0%以下					

協定値：みそら自治会と締結した協定値

### (2) 固化灰（溶出試験）

国が定めた有害物質について、年4回測定を行っています。結果についてはすべての項目において、基準値を下回っていました。

(単位：mg/l)

測定項目	5月14日	7月9日	10月13日	12月15日	定量下限値	基準値
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0013	0.0005	0.005
カドミウムまたはその化合物	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009	0.09
鉛またはその化合物	0.04	0.04	0.03未満	0.03未満	0.03	0.3
有機リン化合物	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	1
六価クロム化合物	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05	1.5
ヒ素またはその化合物	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03	0.3
シアン化合物(全シアン)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	1
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.003
トリクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
セレンまたはその化合物	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03	0.3

基準値：「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に基づく判定基準  
検出されないこと：定量下限値未満を表しています。

## 9 自動連続測定

焼却炉稼働時は排ガス中の有害物質について、自動連続測定を行っています。  
協定値が設定されている「硫黄酸化物濃度」・「窒素酸化物濃度」・「塩化水素濃度」は、  
すべて協定値を下回っていました。  
(ひと月の中で最も高かった数値を表記しています。)

### 1号炉

測定項目		令和3年度						協定値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
硫黄酸化物	ppm	0		0	0	0		30
窒素酸化物	ppm	93		93	96	96		150
塩化水素	ppm	11		10	7	8		25

測定項目		令和3年度						協定値
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
硫黄酸化物	ppm	0	0			0	0	30
窒素酸化物	ppm	92	88			78	89	150
塩化水素	ppm	7	8			5	8	25

### 2号炉

測定項目		令和3年度						協定値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
硫黄酸化物	ppm	1	1	1		1	1	30
窒素酸化物	ppm	96	96	94		90	94	150
塩化水素	ppm	8	9	9		8	8	25

測定項目		令和3年度						協定値
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
硫黄酸化物	ppm	0	0	1	1	0		30
窒素酸化物	ppm	79	94	94	82	78		150
塩化水素	ppm	5	7	8	7	8		25

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

### ③令和4年度ごみ焼却施設整備修繕予定について

#### 1. 令和4年度整備修繕予定

##### 【受入供給設備】

- ・ごみクレーン横行・走行給電ケーブル及びキャリア更新
- ・可燃性粗大ごみ破碎機制御盤更新
- ・可燃性粗大ごみ破碎機ロータ・軸受け更新

##### 【燃焼設備】

- ・ごみ破碎機本体軸受けサクシオンフィルター更新（1，2号）
- ・焼却炉マンホール壁、中間天井耐火物補修（1，2号）

##### 【排ガス処理設備】

- ・ろ過式集塵装置制御盤電気機器更新（1，2号）

##### 【灰出し設備】

- ・反応塔下ダスト搬送コンベヤ コンベヤチェーン他更新（2号）
- ・ガス冷却室下ダブルフラップダンパ更新（1，2号）
- ・ガス冷却室下ダブルフラップダンパ下部シュート更新（1，2号）
- ・ダスト安定化装置インバータ更新
- ・ダスト固化装置制御盤更新

##### 【建築設備】

- ・雑用水ポンプ更新
- ・膨張水槽更新
- ・給気ファン整備（No.C）
- ・給湯設備制御部品交換

#### ※ 令和3年度整備修繕実績

##### 【受入供給設備】

- ・ごみ投入扉傾斜部鋼板補修
- ・ごみクレーン油圧バケット分解整備（No.1）

##### 【燃焼設備】

- ・ごみ破碎機高速及び低速ロータ用油圧配管更新（2号炉）

##### 【排ガス処理設備】

- ・再加熱用空気予熱器下段エレメントブロック（上部、下部）更新（2号炉）

【余熱利用設備】

- ・温水発生器、温水タンク補修

【通風設備】

- ・誘引送風機駆動用電動機点検整備(1, 2号炉)
- ・風道ダンパ、炉室内一次空気ダクト更新(2号炉)

【灰出し設備】

- ・灰クレーン現場操作盤設置

【給排水設備】

- ・プラント用水ポンプ更新(No.1, 2)

【排水処理設備】

- ・曝気ブロワー更新

【建築設備】

- ・冷却水、生活揚水ポンプ更新

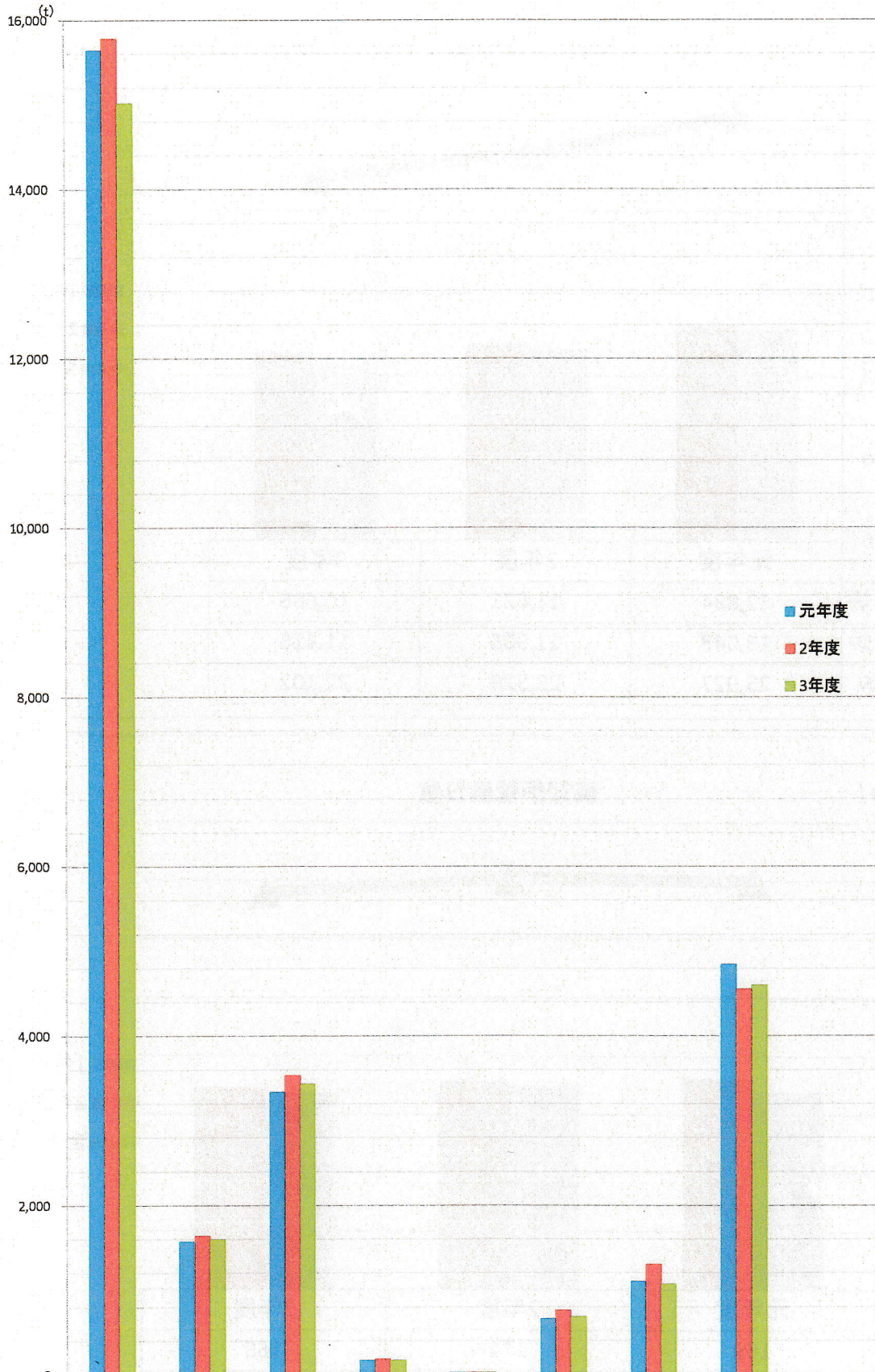
2. 令和4年度予算額

令和4年度修繕料	185,000,000円	(予算額)		
内訳 焼却施設整備修繕	155,000,000円	突発修繕	30,000,000円	

※令和3年度修繕料	184,124,323円	(決算額)		
内訳 焼却施設整備修繕	124,410,000円	突発修繕	24,426,323円	
	灰クレーン更新(長期継続契約)	35,288,000円		

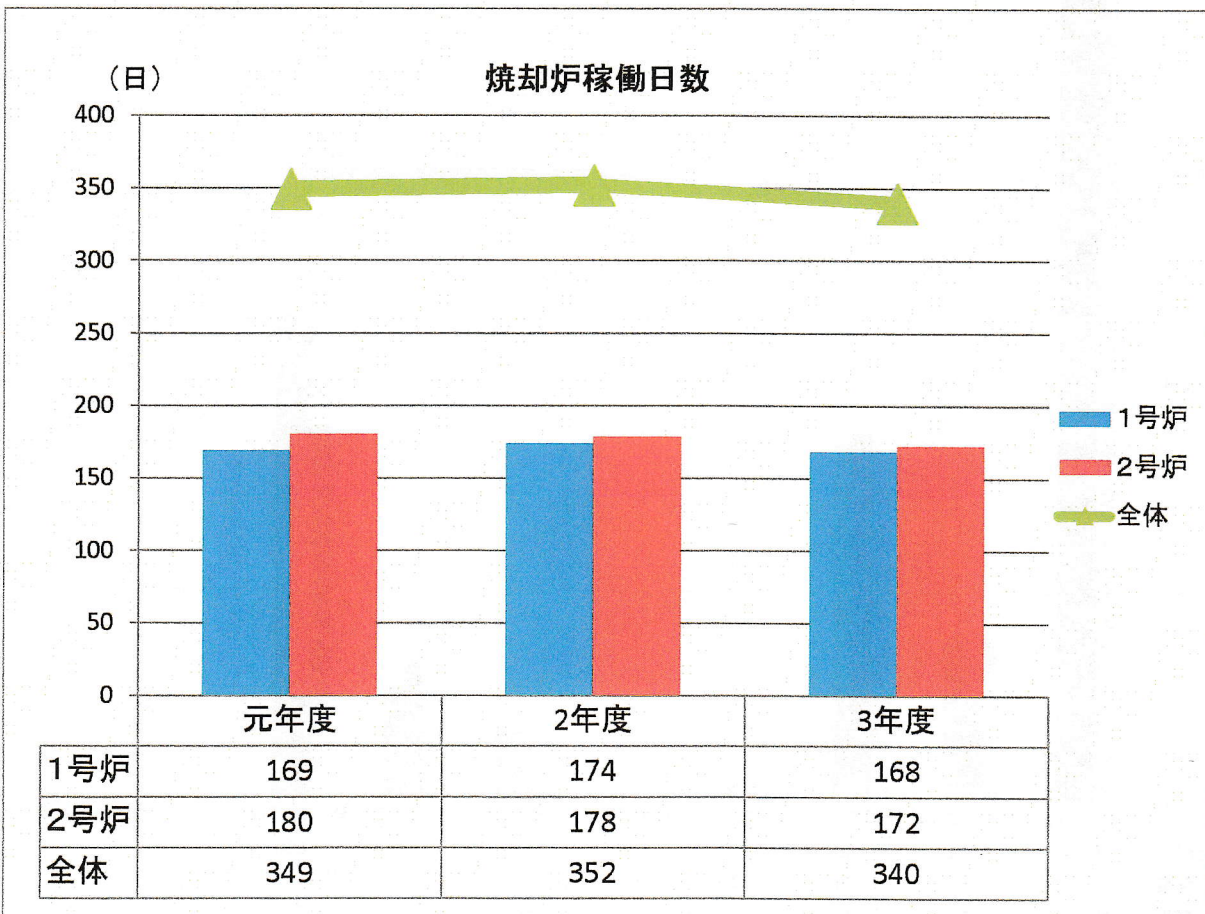
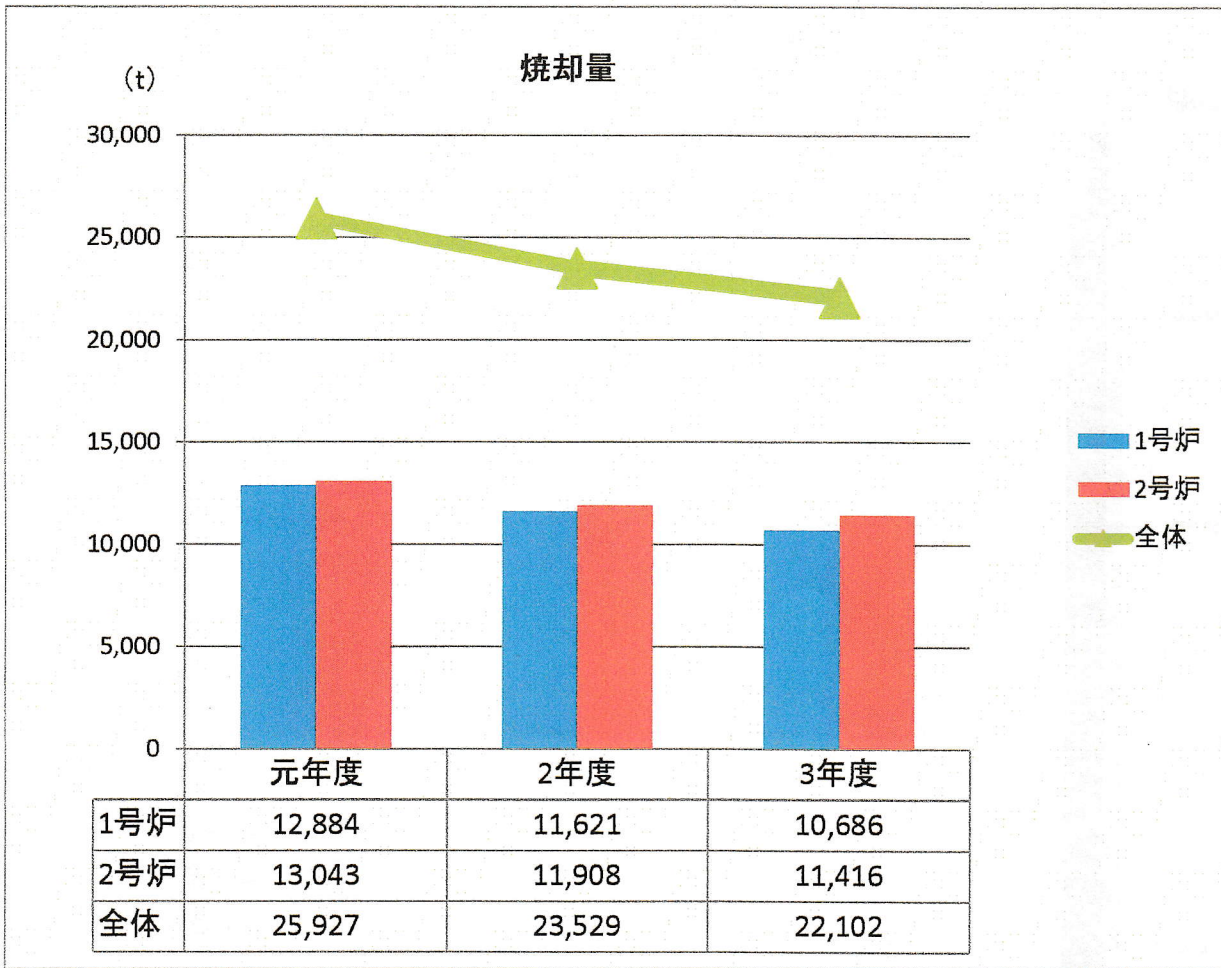


### ごみ処理の状況

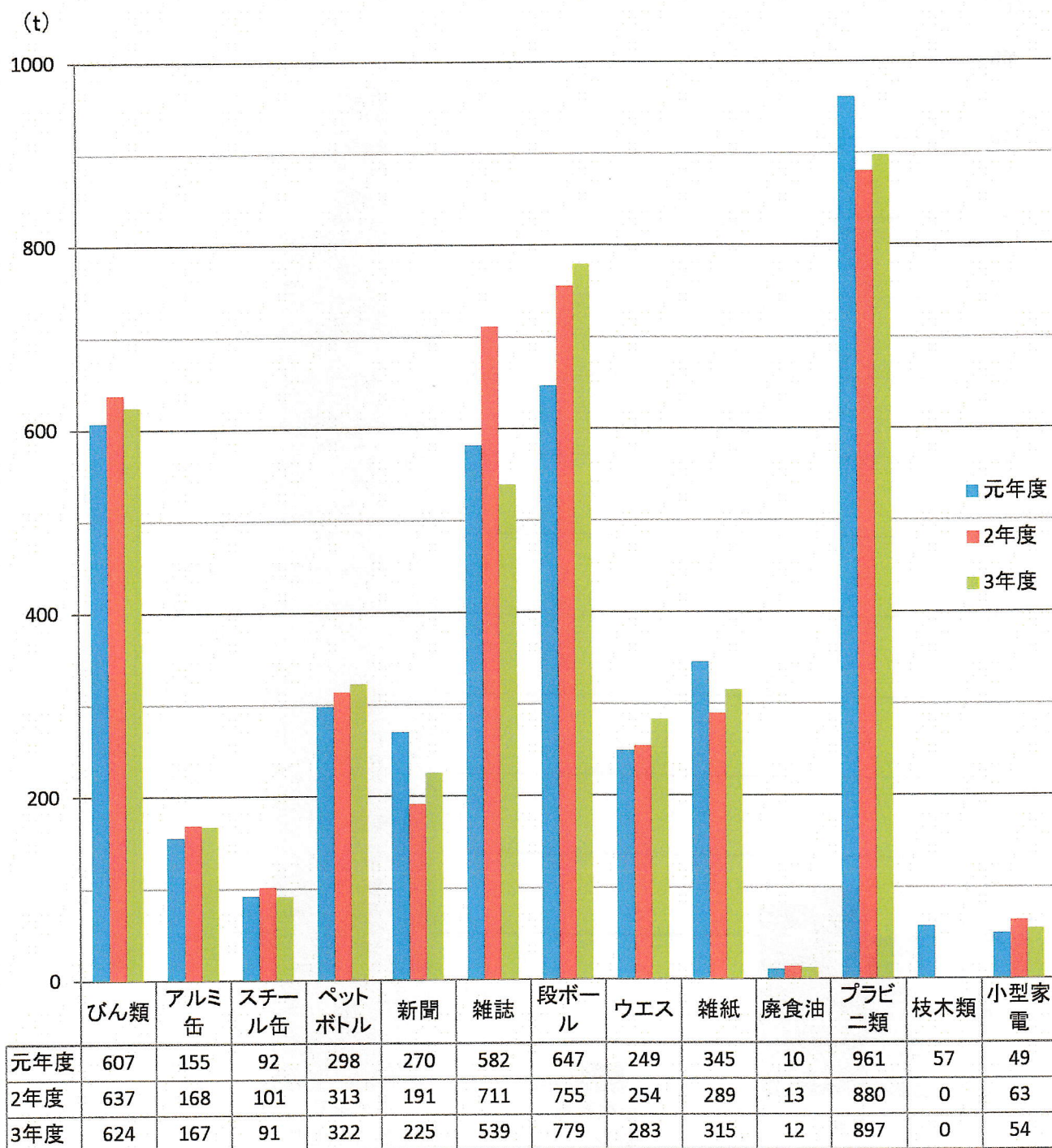


	可燃ごみ	プラ・ビニ類	資源物	粗大ごみ	有害ごみ	不燃ごみ	家庭ごみ	事業所ごみ
元年度	15,646	1,571	3,338	172	27	657	1,097	4,850
2年度	15,779	1,635	3,529	188	28	757	1,300	4,552
3年度	15,013	1,604	3,433	173	27	680	1,066	4,605





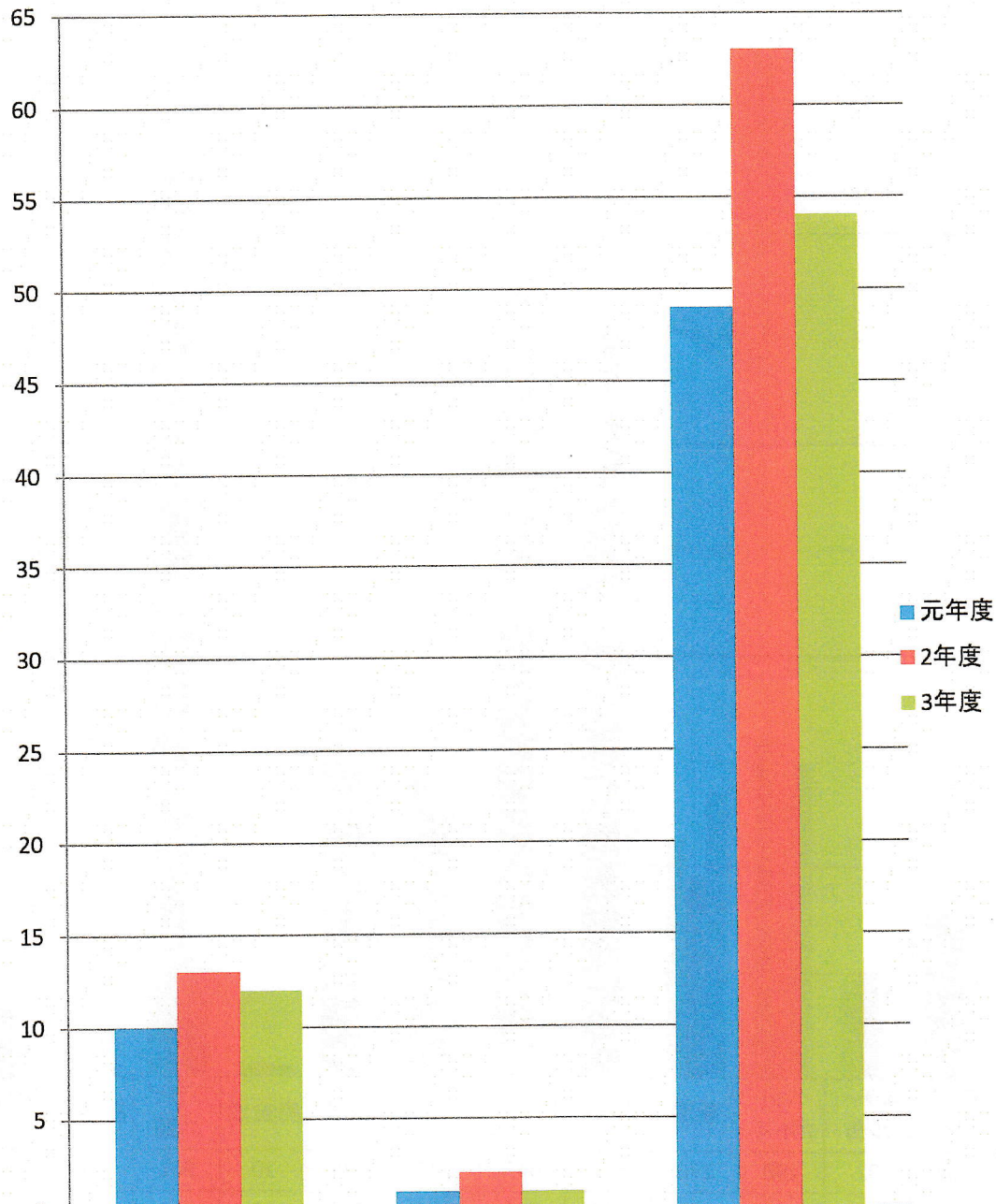
# リサイクル量①





## リサイクル量②

(t)

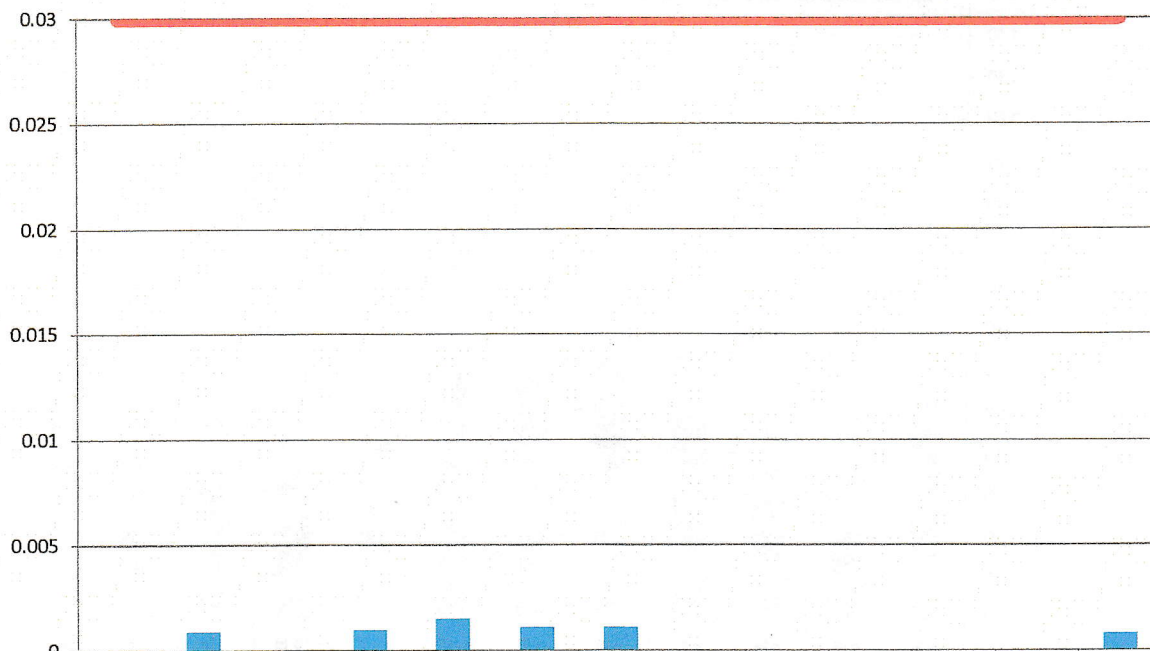


	廃食油	小型家電 (回収BOX)	小型家電 (不燃ごみ選別)
元年度	10	1	49
2年度	13	2	63
3年度	12	1	54

(g/m<sup>3</sup>N)

### ばい煙(ばいじん)

※定量下限値未満は「0」となります

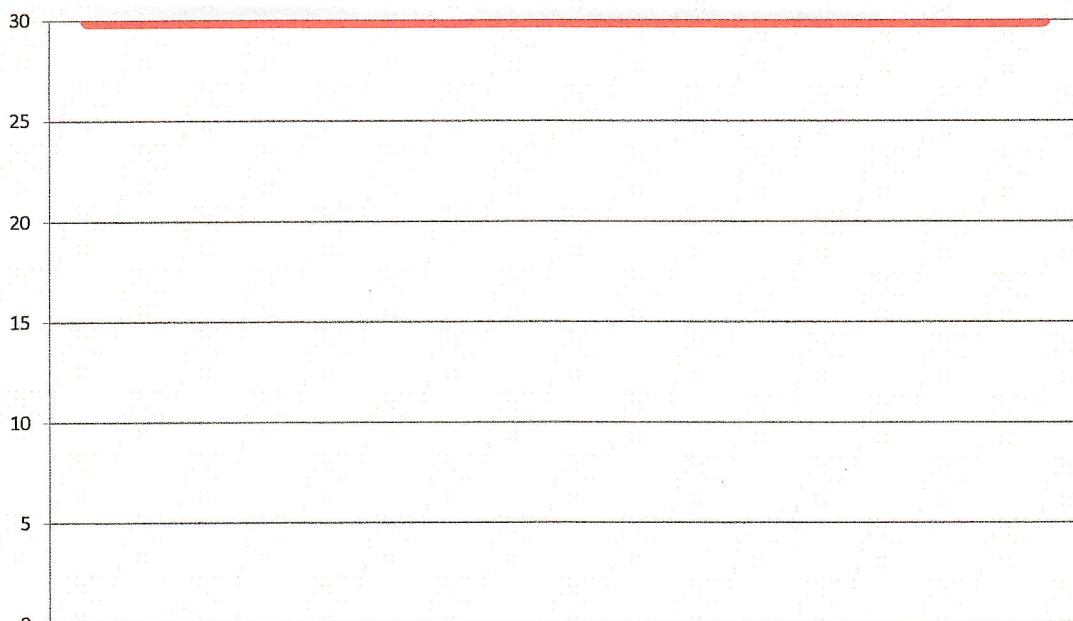


	4月 (1号)	5月 (2号)	6月 (2号)	7月 (1号)	8月 (1号)	9月 (2号)	10月 (1号)	11月 (1号)	12月 (2号)	1月 (2号)	2月 (2号)	3月 (1号)	過去 2年の 最大値
ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0	0.0009	0	0.001	0.0015	0.0011	0.0011	0	0	0	0	0	0.0008
協定値	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03

(ppm)

### ばい煙(硫黄酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります



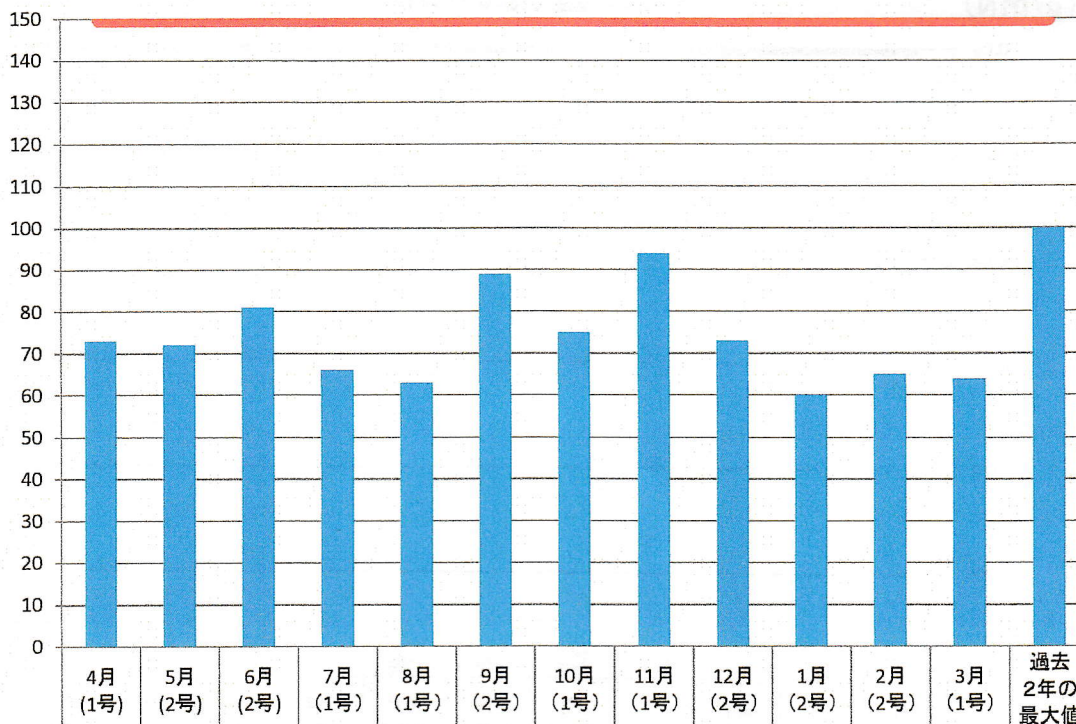
	4月 (1号)	5月 (2号)	6月 (2号)	7月 (1号)	8月 (1号)	9月 (2号)	10月 (1号)	11月 (1号)	12月 (2号)	1月 (2号)	2月 (2号)	3月 (1号)	過去 2年の 最大値
硫黄酸化物(ppm)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協定値	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30



### ばい煙(窒素酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります

(ppm)

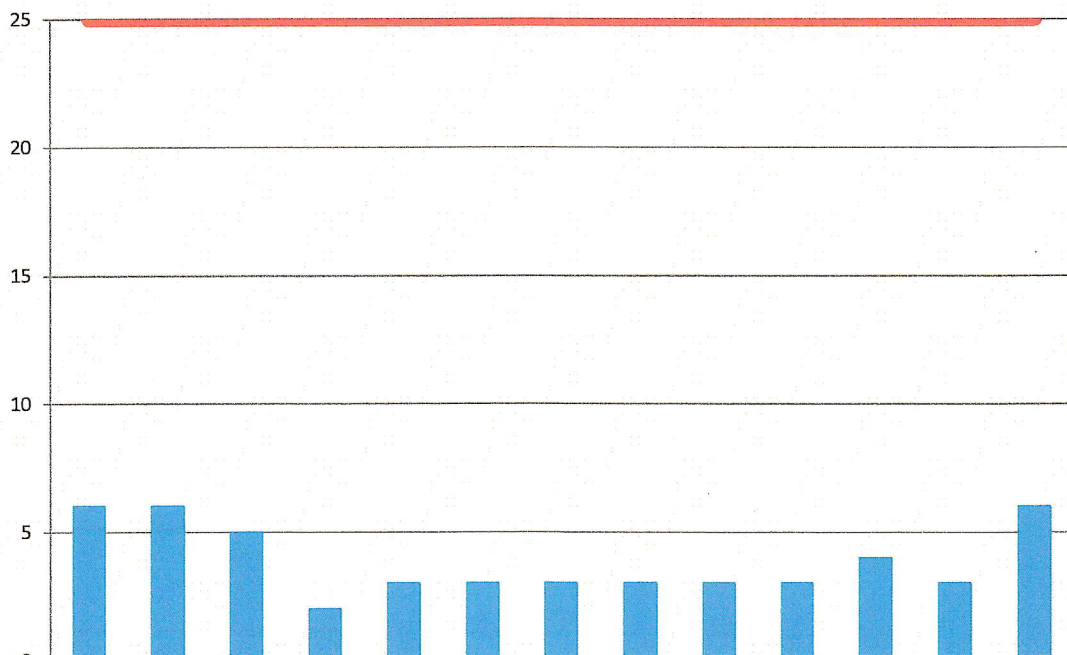


窒素酸化物(ppm)	73	72	81	66	63	89	75	94	73	60	65	64	100
協定値	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150

### ばい煙(塩化水素)

※定量下限値未満は「0」となります

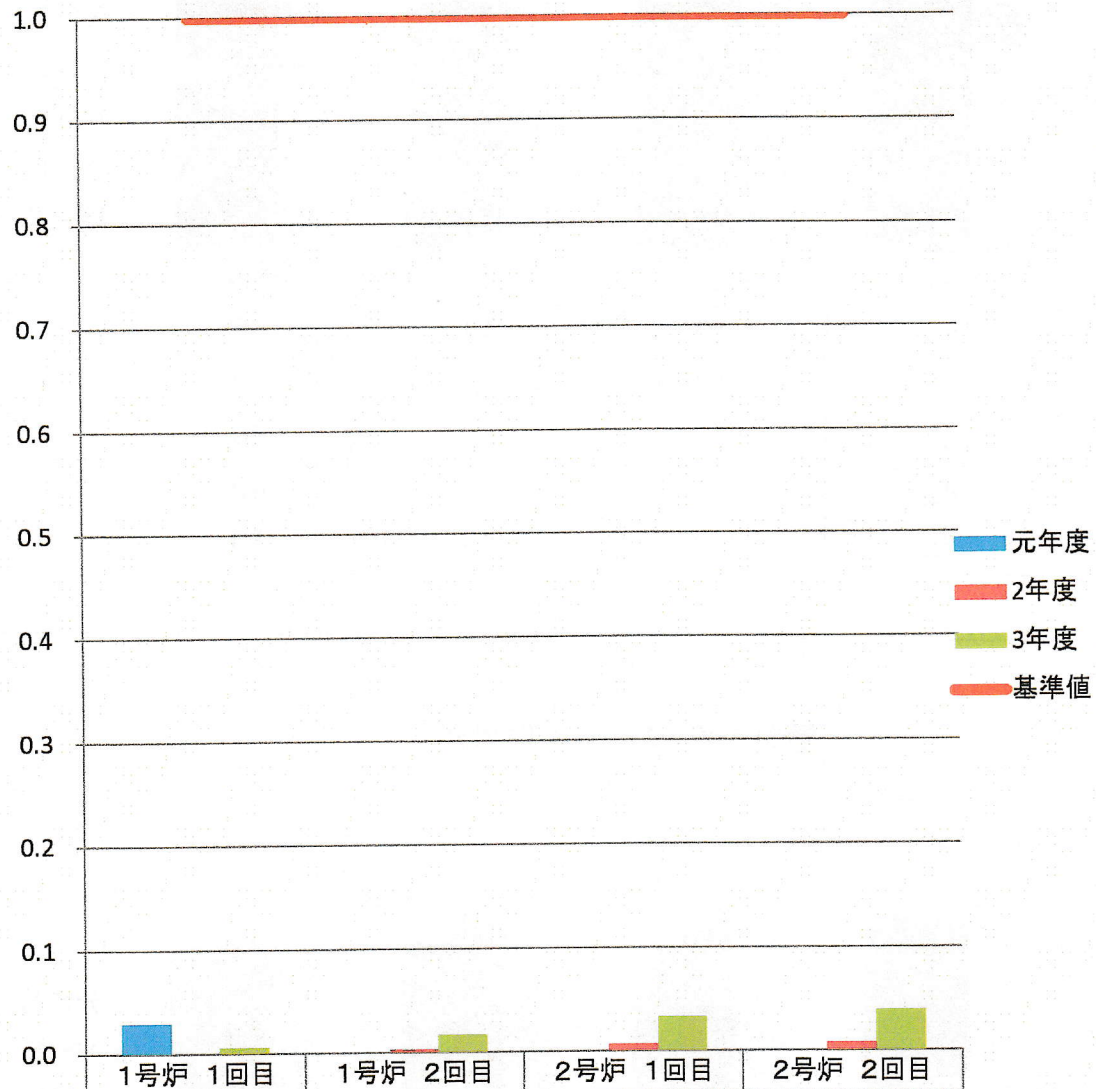
(ppm)



塩化水素(ppm)	6	6	5	2	3	3	3	3	3	3	4	3	6
協定値	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

### ダイオキシン類

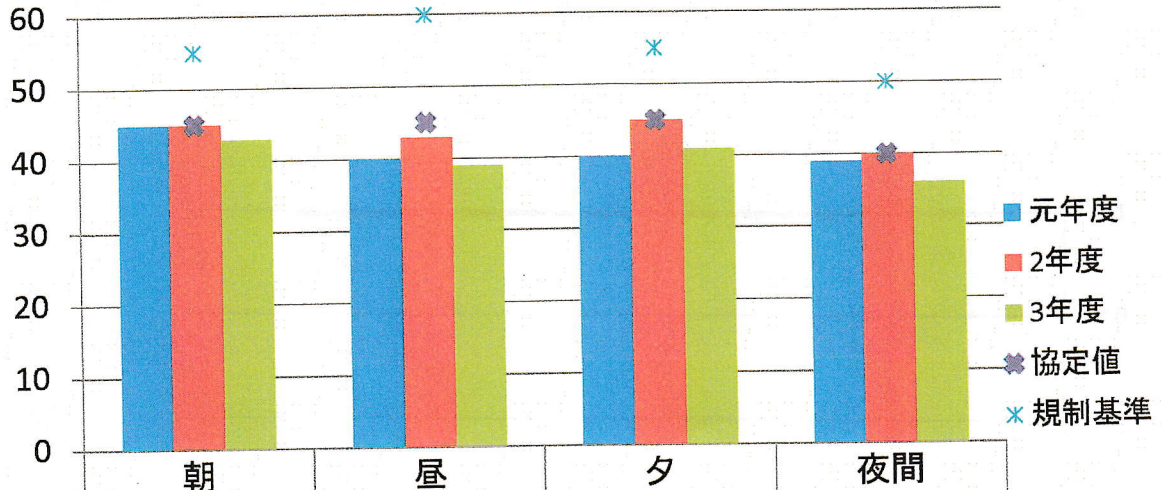


	1号炉 1回目	1号炉 2回目	2号炉 1回目	2号炉 2回目
元年度	0.029	0.00046	0.00016	0.00036
2年度	0.00025	0.0025	0.0062	0.0075
3年度	0.0054	0.017	0.033	0.039
基準値	1.0	1.0	1.0	1.0



### 騒音(環境パネル付近)

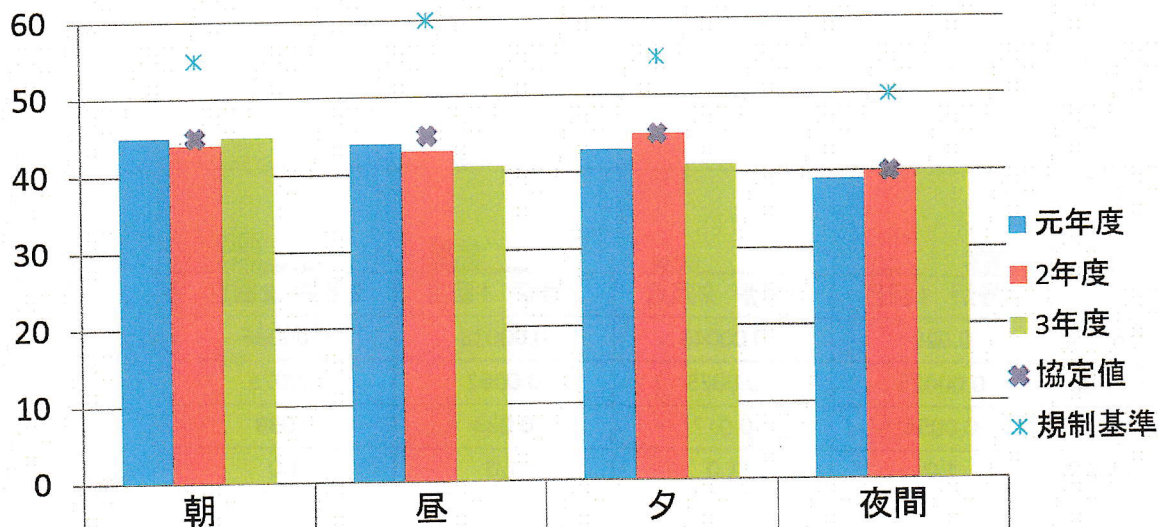
(デシベル)



	朝	昼	夕	夜間
元年度	45	40	40	39
2年度	45	43	45	40
3年度	43	39	41	36
協定値	45	45	45	40
規制基準	55	60	55	50

### 騒音(センター出入口付近)

(デシベル)

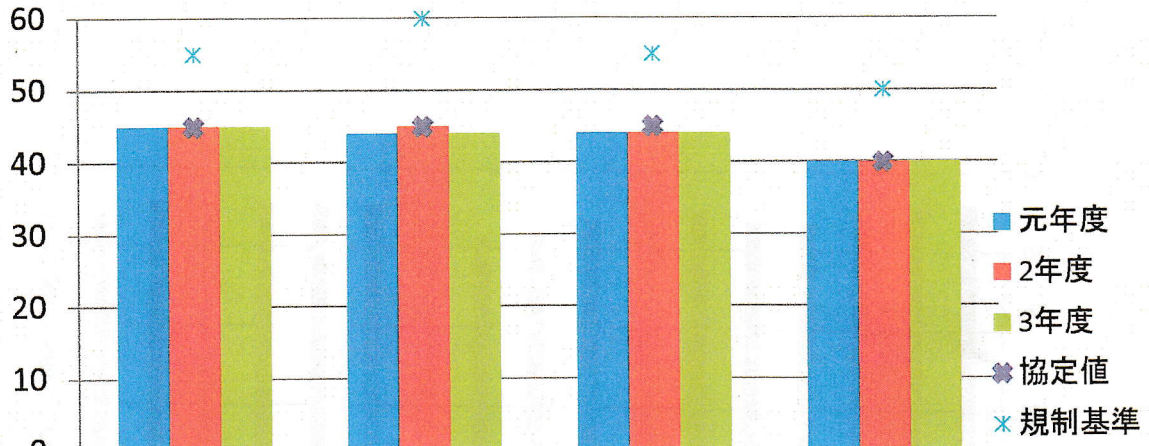


	朝	昼	夕	夜間
元年度	45	44	43	39
2年度	44	43	45	40
3年度	45	41	41	40
協定値	45	45	45	40
規制基準	55	60	55	50



### 騒音(センター東側)

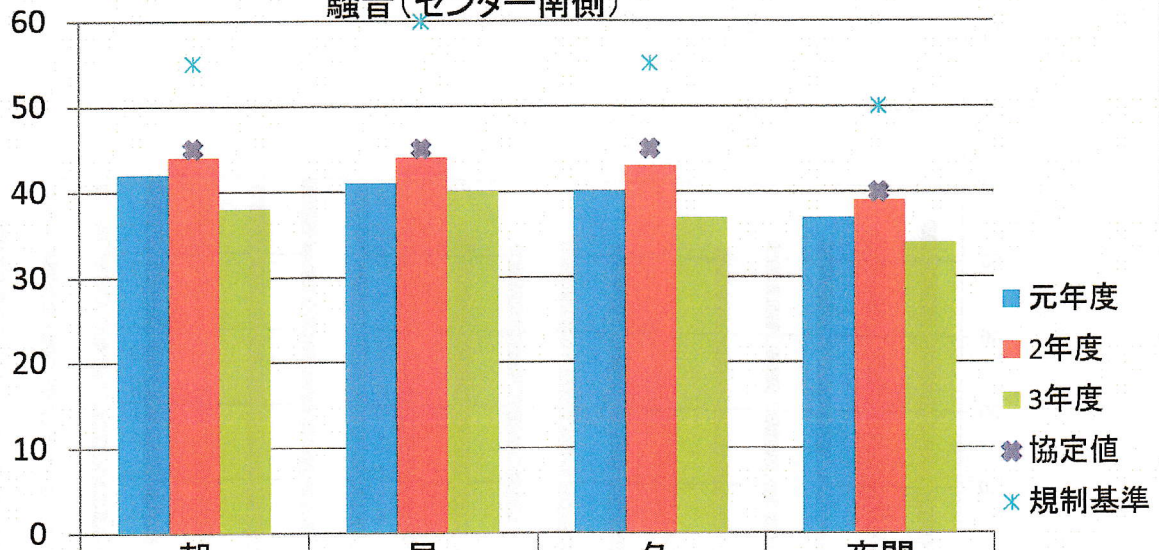
(デシベル)



	朝	昼	夕	夜間
元年度	45	44	44	40
2年度	45	45	44	40
3年度	45	44	44	40
協定値	45	45	45	40
規制基準	55	60	55	50

### 騒音(センター南側)

(デシベル)

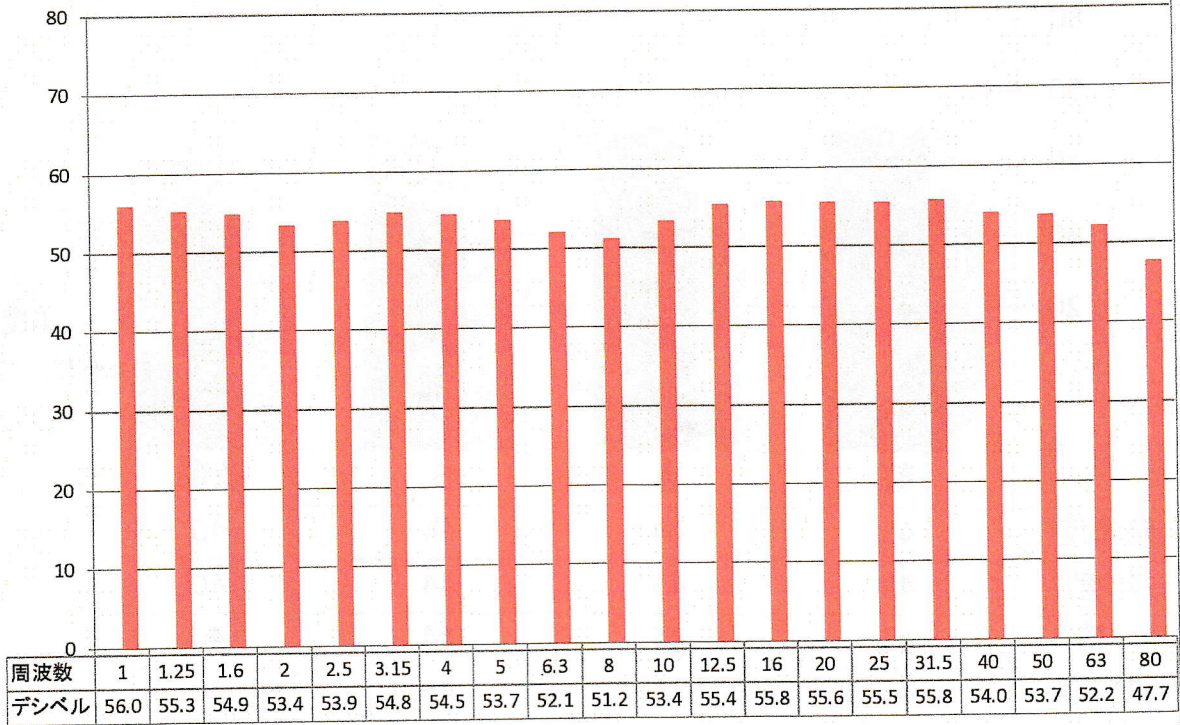


	朝	昼	夕	夜間
元年度	42	41	40	37
2年度	44	44	43	39
3年度	38	40	37	34
協定値	45	45	45	40
規制基準	55	60	55	50



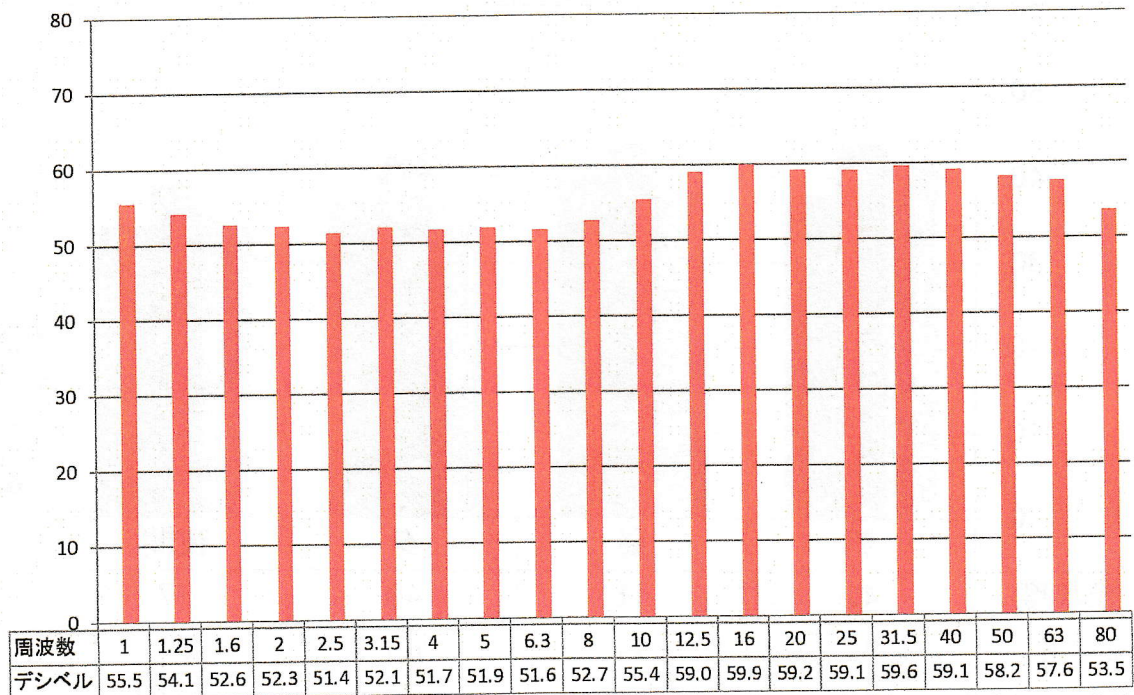
(デシベル)

### 低周波音(低周波空気振動)No.1



(デシベル)

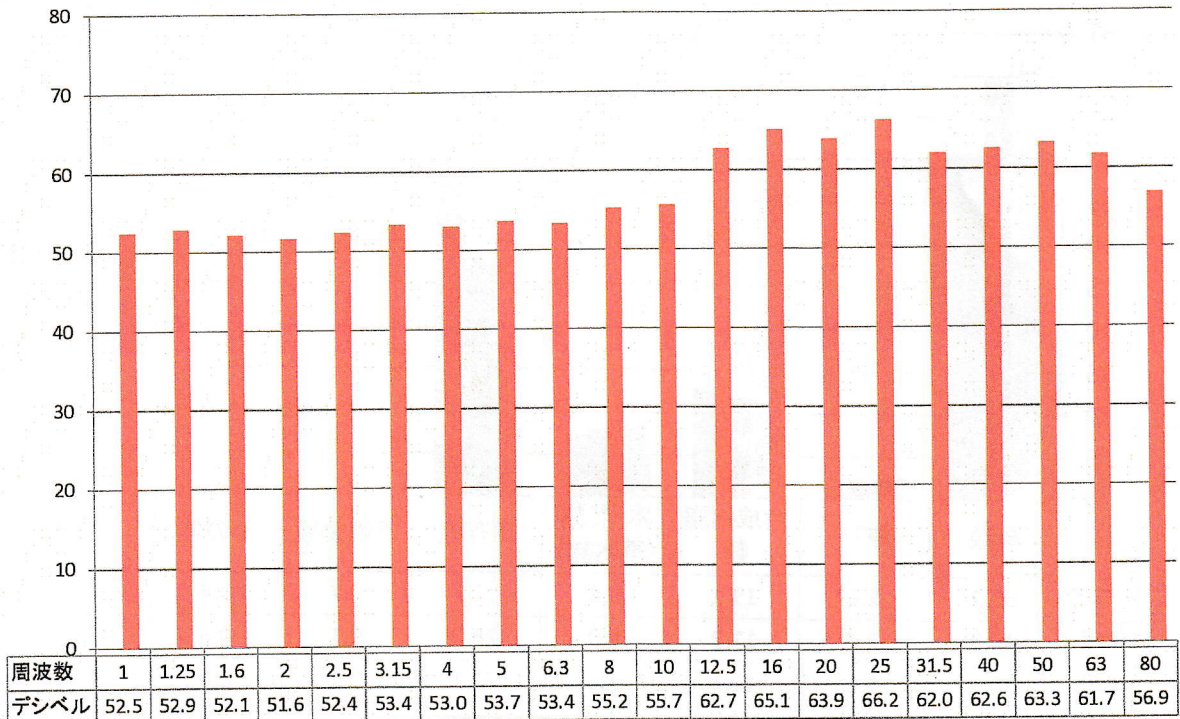
### 低周波音(低周波空気振動)敷地境界計量棟裏





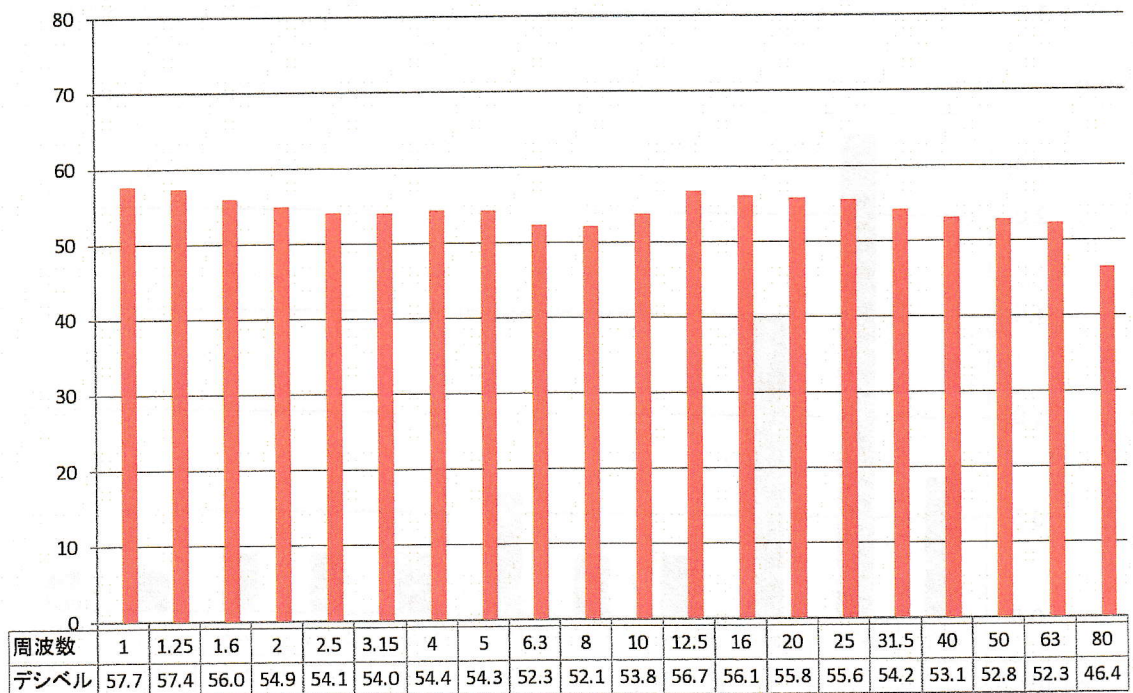
(デシベル)

### 低周波音(低周波空気振動)フロアー前



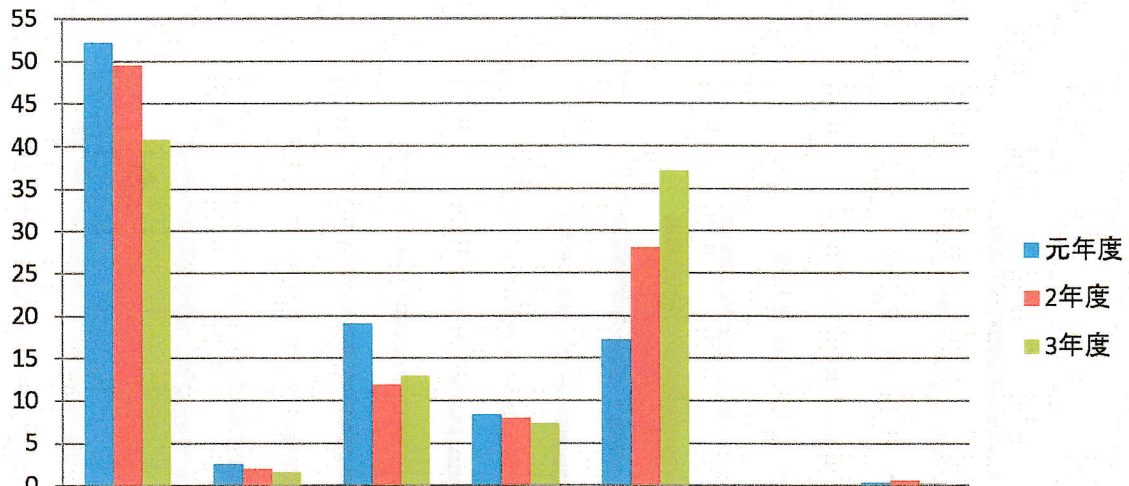
(デシベル)

### 低周波音(低周波空気振動)No.4



ごみ質の分析(ピットごみ)

(%)

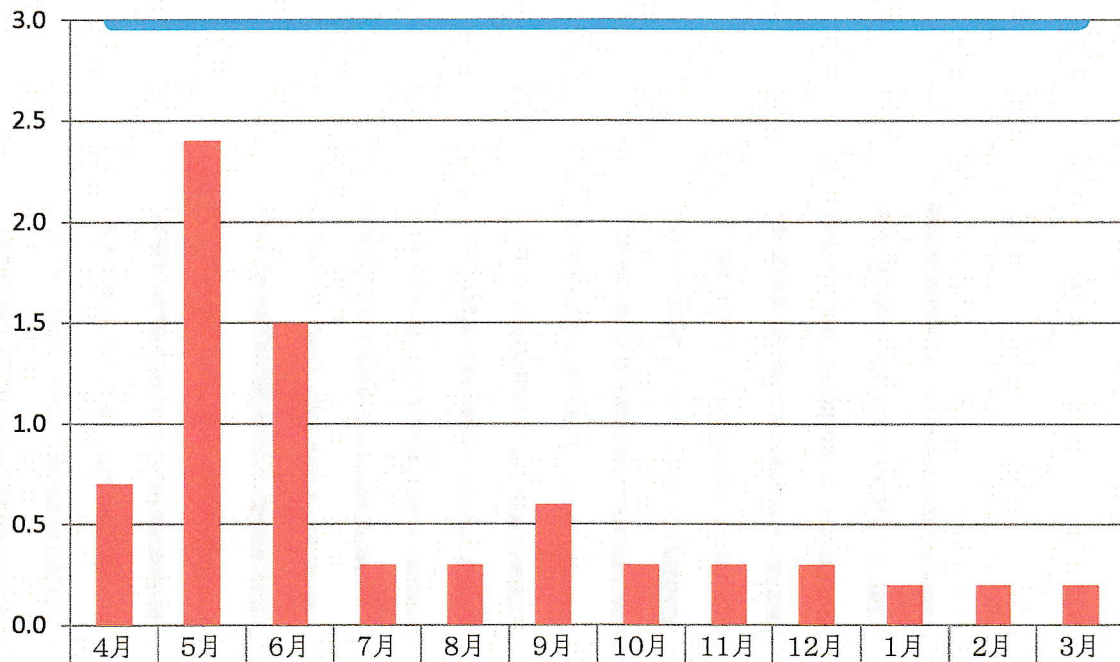


	紙類	布類	合成樹脂類	木・竹類(草木類)	厨芥類	不燃物類	その他
元年度	52.2	2.6	19.1	8.4	17.2	0.2	0.4
2年度	49.5	2.0	11.9	8.0	28.0	0.1	0.6
3年度	40.8	1.6	12.9	7.3	37.1	0.1	0.3

焼却灰(熱灼減量)

※定量下限値未満は「0」となります

(%)



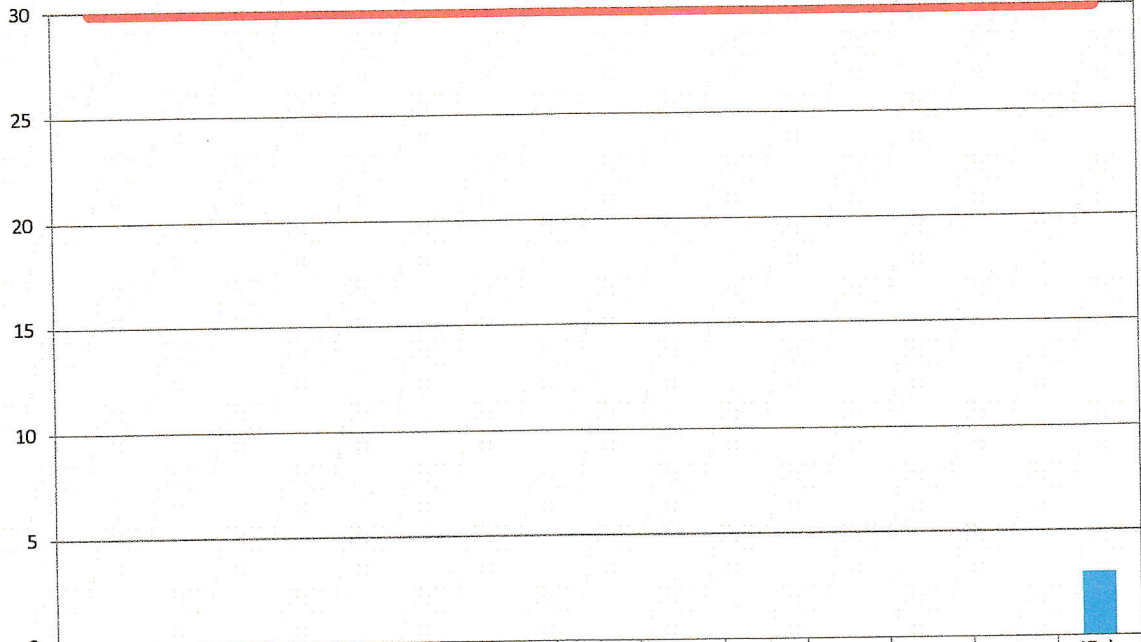
熱灼減量	0.7	2.4	1.5	0.3	0.3	0.6	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
協定値	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0



(ppm)

### 自動連続測定1号(硫黄酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります

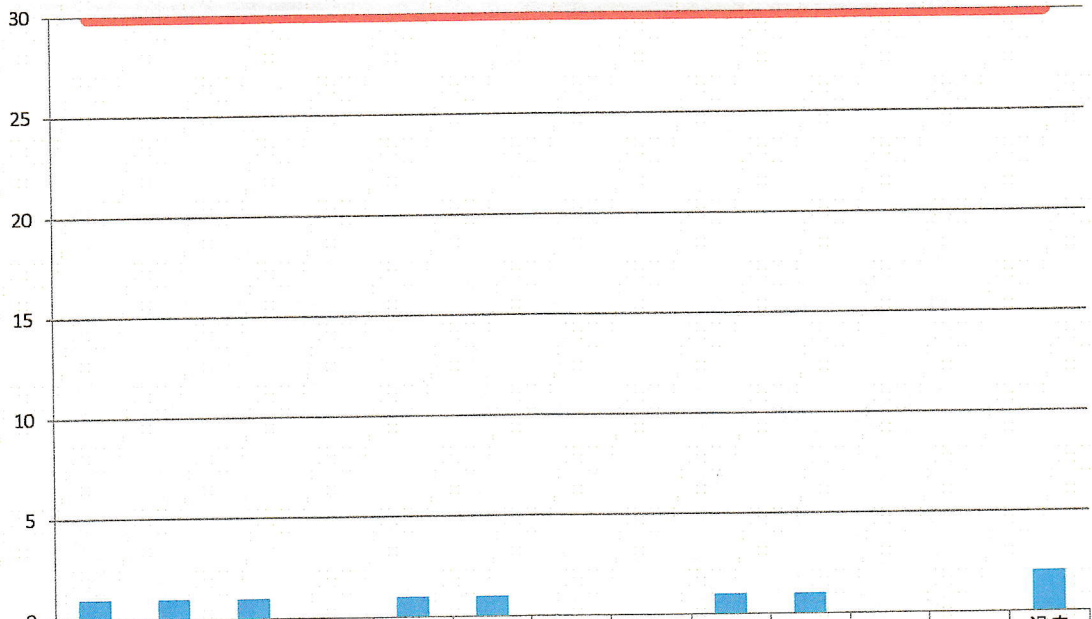


硫黄酸化物(ppm)	0		0	0	0		0	0			0	0	3
協定値	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

(ppm)

### 自動連続測定2号(硫黄酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります

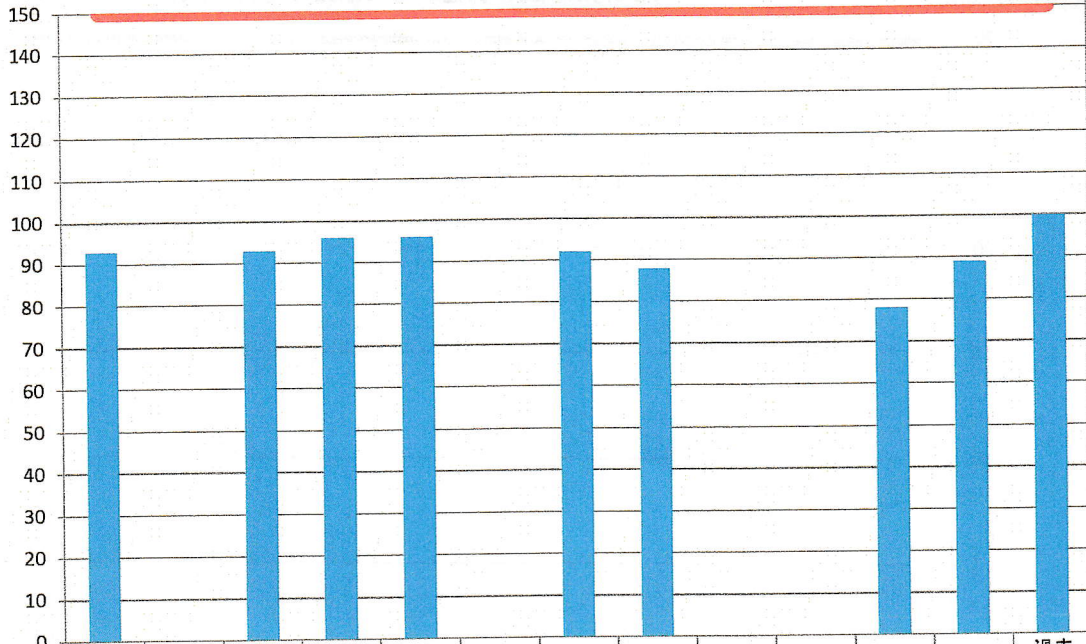


硫黄酸化物(ppm)	1	1	1		1	1	0	0	1	1	0		2
協定値	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

### 自動連続測定1号(窒素酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります

(ppm)

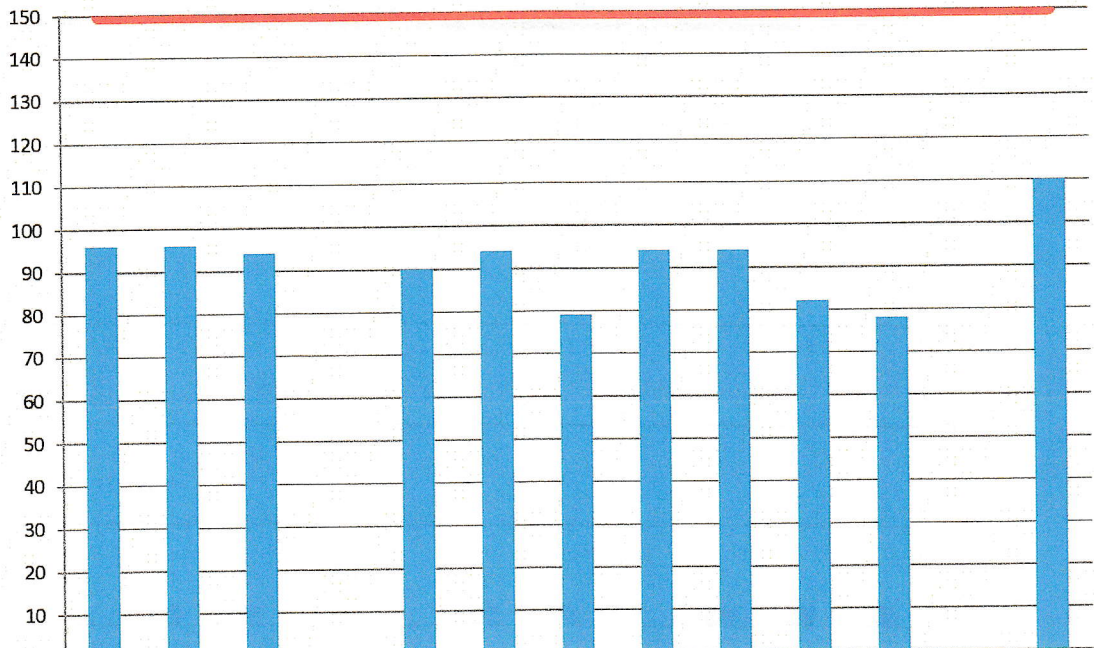


測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	過去2年の最大値
窒素酸化物 (ppm)	93		93	96	96		92	88			78	89	100
協定値	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150

### 自動連続測定2号(窒素酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります

(ppm)



測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	過去2年の最大値
窒素酸化物 (ppm)	96	96	94		90	94	79	94	94	82	78		110
協定値	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150



(ppm)

### 自動連続測定1号(塩化水素)

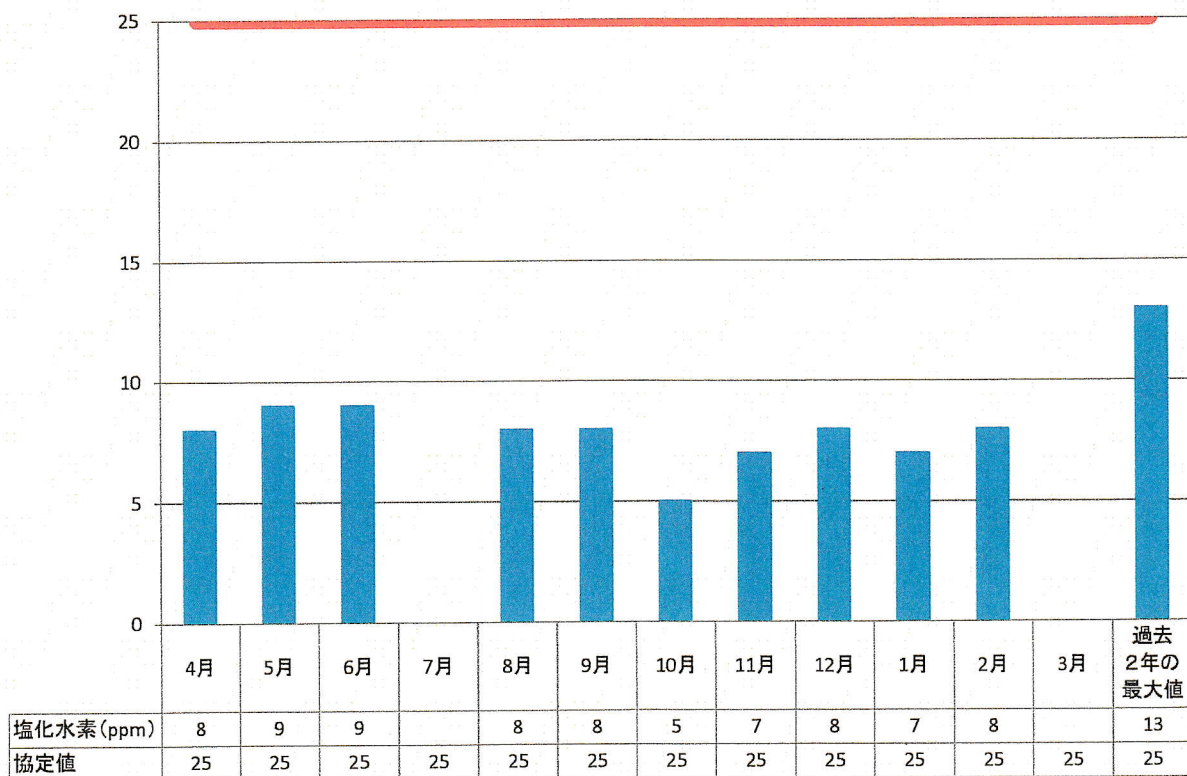
※定量下限値未満は「0」となります



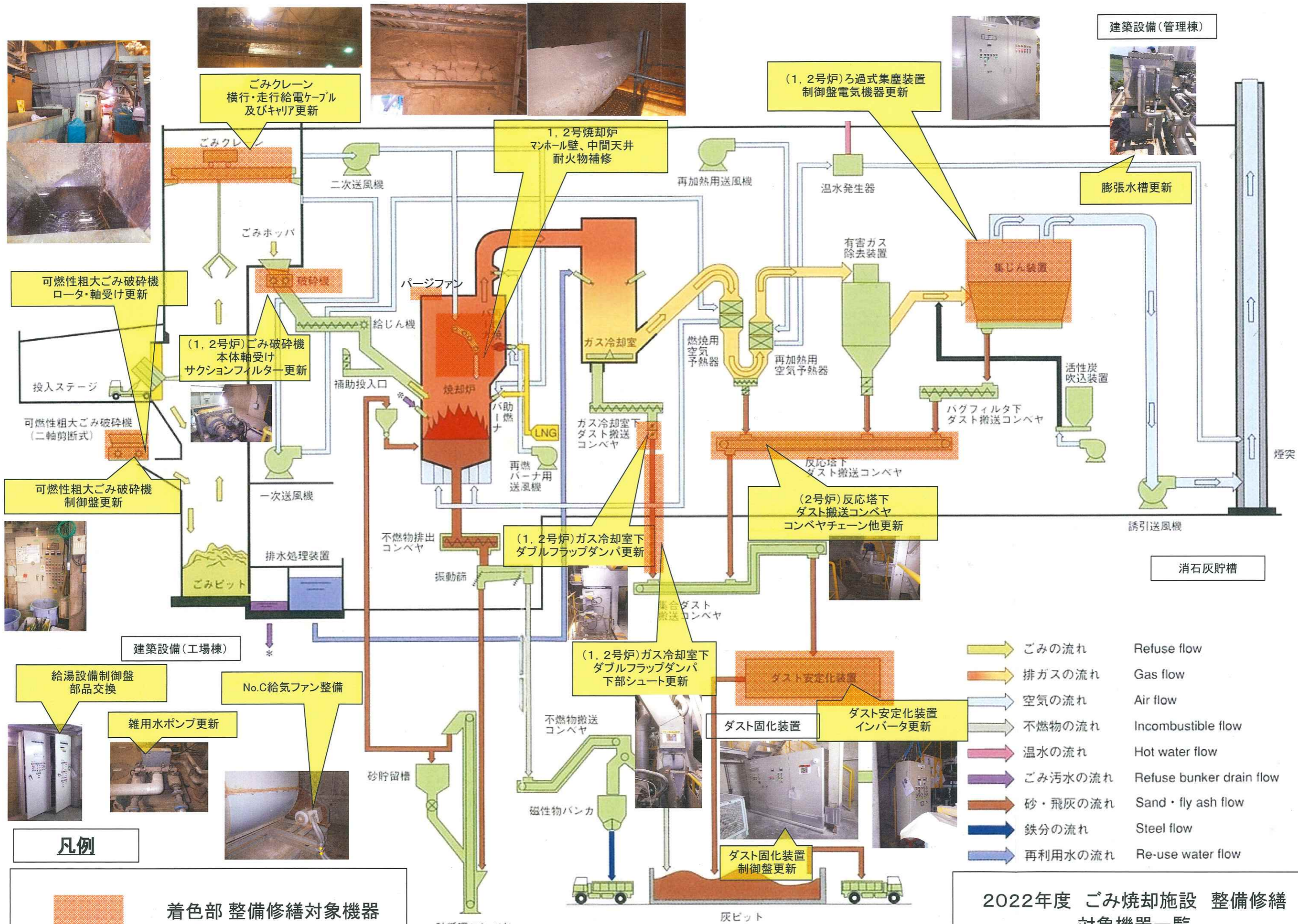
(ppm)

### 自動連続測定2号(塩化水素)

※定量下限値未満は「0」となります







ごみクレーン  
横行・走行給電ケーブル  
及びキャリア更新

(1, 2号炉)ろ過式集塵装置  
制御盤電気機器更新

建築設備(管理棟)

膨張水槽更新

可燃性粗大ごみ破碎機  
ロータ・軸受け更新

1, 2号焼却炉  
マンホール壁、中間天井  
耐火物補修

(1, 2号炉)ごみ破碎機  
本体軸受け  
サクシオンフィルター更新

有害ガス  
除去装置

投入ステージ

可燃性粗大ごみ破碎機  
(二軸剪断式)

可燃性粗大ごみ破碎機  
制御盤更新

(1, 2号炉)ガス冷却室下  
ダブルフラップダンパ更新

(2号炉)反応塔下  
ダスト搬送コンベヤ  
コンベヤチェーン他更新

建築設備(工場棟)

給湯設備制御盤  
部品交換

No.C給気ファン整備

雑用水ポンプ更新



凡例

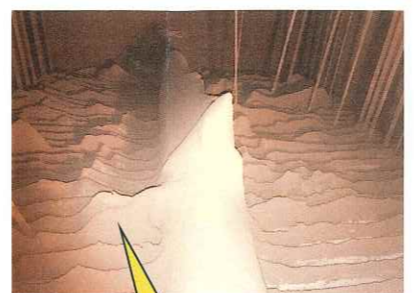
- ごみの流れ Refuse flow
- 排ガスの流れ Gas flow
- 空気の流れ Air flow
- 不燃物の流れ Incombustible flow
- 温水の流れ Hot water flow
- ごみ汚水の流れ Refuse bunker drain flow
- 砂・飛灰の流れ Sand・fly ash flow
- 鉄分の流れ Steel flow
- 再利用水の流れ Re-use water flow

着色部 整備修繕対象機器

2022年度 ごみ焼却施設 整備修繕  
対象機器一覧



2号ごみ破碎機  
高速及び低速ロータ用  
油圧配管更新



油圧バケット工場搬出分解整備(No.1)



2号炉室内一次空気ダクト更新

2号炉室内一次空気ダクト更新

温水タンク補修

管理棟用クーリングタワー更新

場内熱源循環ポンプ更新

ごみ投入部傾斜部鋼板補修

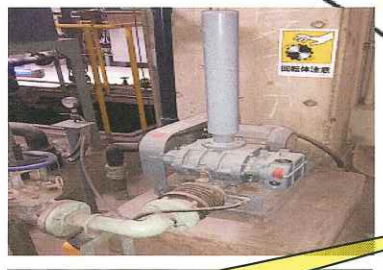
(2号炉)再加熱用空気予熱器  
下段エレメントブロック更新

有害ガス  
除去装置

集じん装置

投入ステージ

可燃性粗ごみ破碎機  
(二軸剪断式)



曝気ブローア更新

給排水設備

プラント用水ポンプ更新



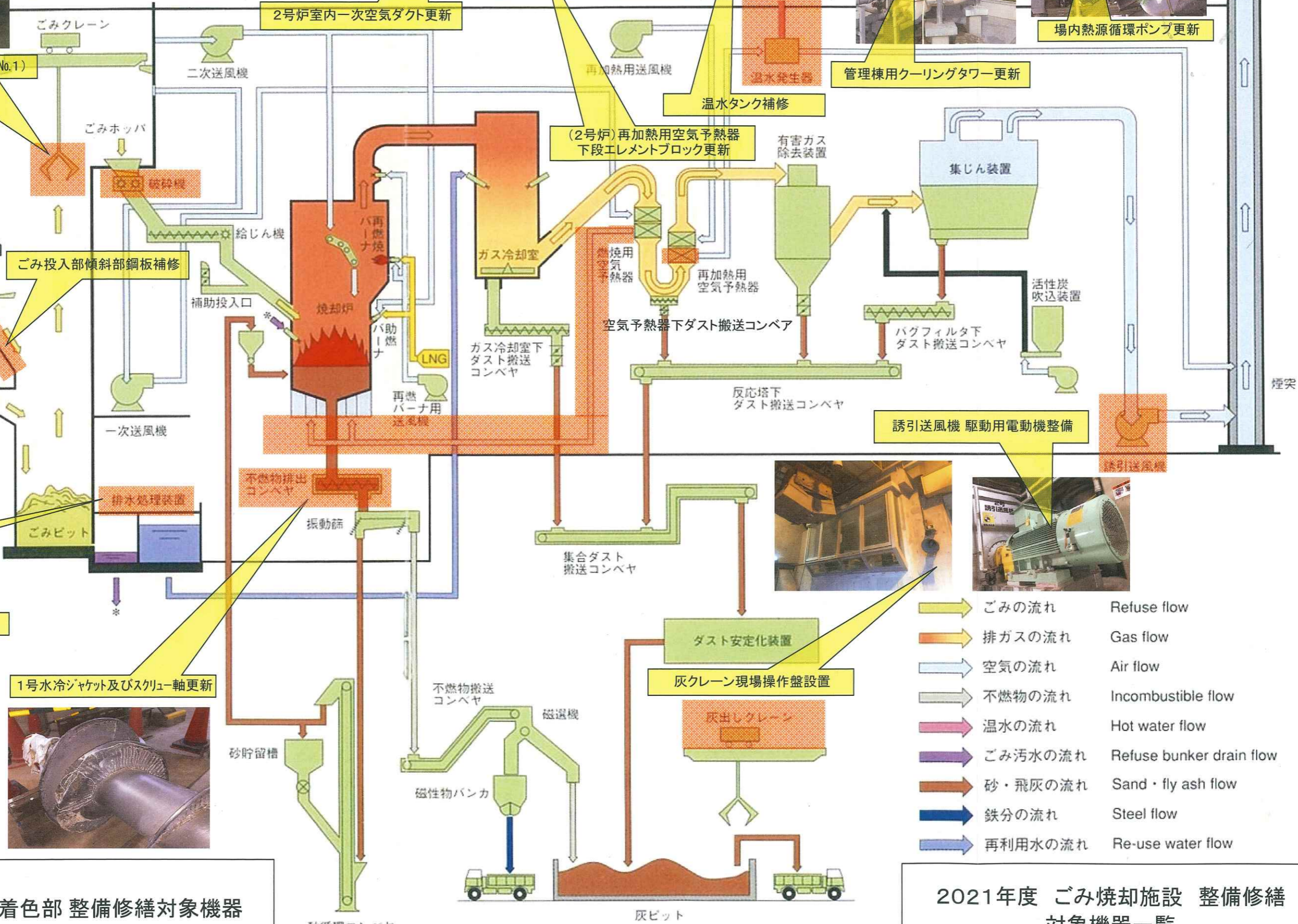
1号水冷ジャケット及びスクリュー軸更新



凡例



着色部 整備修繕対象機器



- ごみの流れ Refuse flow
- 排ガスの流れ Gas flow
- 空気の流れ Air flow
- 不燃物の流れ Incombustible flow
- 温水の流れ Hot water flow
- ごみ汚水の流れ Refuse bunker drain flow
- 砂・飛灰の流れ Sand・fly ash flow
- 鉄分の流れ Steel flow
- 再利用水の流れ Re-use water flow

2021年度 ごみ焼却施設 整備修繕  
対象機器一覧



○四街道市クリーンセンター運営協議会要綱

平成2年12月6日

告示第116号

改正 平成4年3月31日告示第41号

(題名改称)

平成13年2月21日告示第34号

(題名改称)

平成14年3月29日告示第69号

(設置)

第1条 市は、山梨2002番地先に設置したごみ処理施設（以下「クリーンセンター」という。）からの公害の発生を未然に防止し、周辺住民と行政の協力によつてクリーンセンターの円滑な運営を図るため、クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平4告示41・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査協議し、市長に報告するものとする。

- (1) ごみの分別の種類及び分別方法
- (2) 焼却ごみの質
- (3) 別表第1に掲げる規制値を超えた場合の措置
- (4) 別表第2に掲げる調査、測定方法及びその結果に対する措置
- (5) クリーンセンター施設の変更
- (6) クリーンセンターの建設及び操業状況
- (7) クリーンセンターに係る性能試験の立ち会い及び結果の検討
- (8) 住民からのクリーンセンターに対する苦情の処理
- (9) その他協議会で必要と認めた事項

(平4告示41・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員をもつて組織する。

- (1) 住民代表 7人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 市職員 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。ただし、前条第1項第3号の委員を除く。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の3分の1以上から会議招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員が会議に出席できないときは、当該委員の選出区分の範囲において代理人を出席させ、その一切の権限を委任することができる。

6 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を求めることができる。

7 協議会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境経済部クリーンセンターにおいて処理する。

(平4告示41・平14告示69・一部改正)

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平4告示41・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成4年3月31日までとする。

附 則 (平成4年告示第41号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年告示第34号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表第2(5)焼却灰及びバグ灰中に含む有害物質測定の新規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成14年告示第69号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条)

(平4告示41・一部改正)

クリーンセンターの操業に関する規制値

(1) 排ガスの排出濃度

(1時間値)

項目	規制値
ばいじん	0.03g/Nm <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物	30ppm以下
窒素酸化物	150ppm以下
塩化水素	25ppm以下

※ 総量規制値については、操業後検討する。

(2) 騒音

項目	規制値	備考
朝 (6時～8時)	45ホン以下	(A) 特性
昼 (8時～19時)	45ホン以下	(A) 特性



夕（19時～22時）	45ホン以下	(A) 特性
夜（22時～翌6時）	40ホン以下	(A) 特性

※ ただし、敷地境界におけるクリーンセンターの操業に係る騒音の値とする。

### (3) 振動

項目	規制値	備考
昼（8時～19時）	50デシベル以下	低周波振動は問題を発生しないレベルとする。
夜（19時～翌8時）	50デシベル以下	

### (4) 臭気

項目	規制値
アンモニア	0.59ppm以下
メチルメルカプタン	0.00065ppm以下
硫化水素	0.0056ppm以下
硫化メチル	0.0023ppm以下
トリメチルアミン	0.0014ppm以下
二硫化メチル	0.0029ppm以下
スチレン	0.17ppm以下
アセトアルデヒド	0.015ppm以下
臭気濃度	10以下
臭気強度	2以下

※ 周辺住民に対し、不快な臭気を発生させないこと。

### (5) 排水

センター排水は、クローズドシステムとし、全量再利用する。ただし、雨水は除く。

## 別表第2（第2条）

（平4告示41・平13告示34・一部改正）

測定項目、方法、回数及び測定場所

#### (1)―1 排ガスの排出濃度測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
ばいじん	JIS Z8808	年6回	煙突内部
硫黄酸化物	JIS K0103		

窒素酸化物	JIS K0104		
塩化水素	JIS K0107		

(1)ー2 排ガスの排出濃度測定（自動連続測定）

項目	測定方法	測定回数	測定場所
硫黄酸化物	JIS K0103	自動連続測定	煙突内部
窒素酸化物	JIS K0104		
塩化水素	JIS K0107		

(2) 騒音 (3) 振動 (4) 臭気 測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
騒音	JIS Z8731	年1回	クリーンセンター敷地境界 線上で住宅地に近接した場 所
振動	JIS Z8735		
臭気	※		

※ 臭気濃度については、三点比較式臭袋法によることとし、悪臭物質濃度については、悪臭防止法に規定する測定方法による。

(5) 焼却灰及びバグ灰中に含む有害物質測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
有害物質	環境省が定める方法	年2回	

(6) 焼却ごみ質の分析方法

項目	測定方法	測定回数	測定場所
ごみ質	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙2-Iに定められた方法	年12回 (収集区域ごと に年3回)	

(7) 熱灼減量の測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
熱灼減量	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通	月1回	

	知別紙2—IIに定められた 方法		
--	---------------------	--	--

(8) 水銀 (9) ダイオキシン

測定方法、測定場所等は、別途協議会で協議する。

(10) 気象状況

項目	測定方法	測定回数	測定場所
気温	測温抵抗体式	自動連続測定	クリーンセンター敷地内
風向風速	プロペラ式 (超音波式)		



## 四街道市クリーンセンター運営協議会委員名簿

任期R4. 4. 1～R6. 3. 31

氏名	フリガナ	選出区分
霜田 靖幸	シモダ ヤスユキ	住民代表 (みそら)
青柳 象平	アオヤギ ショウヘイ	住民代表 (みそら)
日和 一郎	ヒヨリ イチロウ	住民代表 (みそら)
森田 浩	モリタ ヒロシ	住民代表 (みそら)
小川 治秀	オガワ ハルヒデ	住民代表 (宿区)
橋本 力三	ハシモト リキゾウ	住民代表 (川戸区)
梅澤 英夫	ウメザワ ヒデオ	住民代表 (向井)
土屋 裕	ツチヤ ユタカ	学識経験者
高橋 良彦	タカハシ ヨシヒコ	学識経験者
花島 健治	ハナシマ ケンジ	市職員
立崎 靖人	タツザキ ヤスヒト	市職員